



第21回 定時株主総会招集ご通知

書面交付請求をされていない株主様には、招集ご通知、議決権行使方法のご案内並びに株主総会参考書類をご送付しております。

また、書面交付請求をされた株主様には、法令及び当社定款第20条に基づき電子提供措置事項から一部を除いた書面をご送付しております。そのため、ご送付している書面のページ番号、項番の記載は順序どおりの記載になっておりませんが、間違いではございません。また、参照ページは電子提供措置事項と同一になっていますので、ご了承ください。

第21回定期株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第21回定期株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第21回定期株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://info.cookpad.com/ir/>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト

(<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>)

上記の東京証券取引所ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、「議決権行使方法についてのご案内」(次頁)のとおり、書面又は電磁的方法(インターネット等)によって議決権行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討の上、2025年3月26日(水曜日)午後5時30分までにご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1 日 時 2025年3月27日(木曜日)午後2時

(受付開始は午後1時)

2 場 所 東京都渋谷区神南1-12-10

シダックスカルチャービレッジ8F シダックスカルチャーホール

3 目的項目 報告事項 1. 第28期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査委員会の連結計算書類監査結果の報告の件
2. 第28期(2024年1月1日から2024年12月31日まで)計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 取締役5名選任の件

第2号議案 ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収への対応方針)の更新承認の件

以 上

~~~~~  
◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願い申しあげます。

◎当日は、当社の株主さま以外の方はご入場いただけませんのでご注意ください。

代理人による議決権の行使は、議決権を有する株主の方1名に委任する場合に限られます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますので、ご了承ください。

◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

◎遠方に住んでいるなどのご事情で株主総会に出席できない株主さまとの公平性を勘案して、株主総会にご出席の株主さまへのお土産はご用意しておりません。

何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

## 議決権行使方法についてのご案内

株主総会にご出席されない場合の行使方法は、以下2つとなります。  
期日をご確認の上、議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

### ●郵送による議決権行使



#### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分到着

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上、行使期限までに到着するようご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

### ●インターネットによる議決権行使



#### 行使期限

2025年3月26日（水曜日）午後5時30分

当社議決権行使サイトにアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご登録ください。

【議決権行使サイト URL】 <https://www.web54.net>

※一部のインターネット閲覧ソフトウェア、携帯電話の一部機種ではご利用いただけません。

▶詳細は次頁をご参照ください。

### 機関投資家の皆様へ

当社は、(株)ICJが運営する「機関投資家向け」議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

議決権の行使にあたっては、以下の事項を予めご承知おきください。

- 議決権行使書面と電磁的方法（インターネット等）により議決権を重複して行使された場合は、電磁的方法（インターネット等）による議決権行使を有効なものとして取り扱います。
- 議決権を同一方法により重複して行使された場合は、最後に行使されたものを有効なものとして取り扱います。

## ●インターネットによる議決権行使●



### 行使期限

2025年3月26日(水曜日)  
午後5時30分

パソコン、スマートフォンから、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使  
コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従って  
議案に対する賛否をご登録ください。



バーコード読取機能付のスマートフォンを利  
用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使  
ウェブサイトにアクセスすることも可能です。  
(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- ※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等  
は株主様のご負担となります。
- ※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によって  
は、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

…ようこそ、議決権行使ウェブサイトへ！…

●当サイトの利用方法につき、「インターネットによる議決権行使について」の記載内容をよくお読みいただき、ご了承  
いただけますようお願いいたします。ログインからお読みください。

●投票を実行する場合は、Webブラウザを起動してください。

くそりの後に登録

●議決権行使書用紙をご利用の場合は、こちらをクリックしてください。

●投票用紙の電子登録を行っている場合は、こちらをクリックしてください。

●投票用紙の電子登録を行っていない場合は、こちらをクリックしてください。

●お問い合わせやお困りの場合は、お問い合わせ欄にご質問にご記入ください。

「次へすすむ」をクリックしてください。

### ②ログインする

…ログイン…

●議決権行使コードを入力して、ログインボタンをクリックしてください。  
●議決権行使コードは、議決権行使書用紙に記載されたものと一致する必要があります。  
●議決権行使コードは、複数回登録する場合は、複数回登録する必要があります。  
●議決権行使コードは、複数回登録する場合は、複数回登録する必要があります。

Copyright © Sunbeam Micro Tree Read, Limited

同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権  
行使コード」をご入力いただき、「ログイン」をクリック  
してください。

以降は画面の案内に従って  
ご入力ください。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申しあげます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

インターネットによる議決権行使について ☎0120-652-031 (9:00~21:00)

その他のご照会 ☎0120-782-031 (平日9:00~17:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 取締役5名選任の件

現任取締役5名は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンス及び効率的な経営体制の維持のため、取締役5名の再任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)<br>担当                         | 略歴及び地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                               | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|--------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 1     | 佐野陽光<br>(1973年5月1日生)<br>指名委員<br>報酬委員<br>再任 | 1997年10月 (有)コイン(現 当社)設立<br>2004年9月 当社代表取締役<br>2007年7月 当社代表執行役兼取締役<br>2012年5月 当社取締役兼執行役<br>2012年7月 当社取締役(現任)<br>2016年3月 当社執行役<br>2016年6月 Cookpad Limited(U.K.) Director(現任)<br>2023年10月 当社代表執行役(現任) | 46,585,300株        |

#### 【取締役候補者とする理由】

当社の創業者として、企業理念の設計や主要サービスの開発を成功させており、執行役を兼任する取締役として、経営の重要な事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてきたことから、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。

|   |                             |                                                                                                                                                                                                                                 |         |
|---|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|
| 2 | 犬飼茂利男<br>(1973年2月2日生)<br>再任 | 1995年10月 朝日監査法人(現 有限責任あづさ監査法人)入所<br>2007年7月 ゴールドマン・サックス・リアルティ・ジャパン<br>(有)入社<br>2011年11月 (株)ベンチャーリパブリック 入社<br>2016年7月 当社入社 財務担当VP、財務本部長<br>2016年11月 当社執行役(現任)<br>2023年9月 Cookpad Limited(U.K.) Director(現任)<br>2024年3月 当社取締役(現任) | 36,500株 |
|---|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|

#### 【取締役候補者とする理由】

当社の財務責任者として、経営管理を牽引してきており、業務執行の重要な意思決定に関与してきた経験から、引き続き、当社の事業拡大及び経営全般に対する適切な役割が期待できると判断したためです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)<br>担当                                     | 略歴及び地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                          | 所有する当社の株式数 |
|-------|--------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|------------|
| 3     | 茂田井純一<br>(1974年3月19日生)<br>監査委員長<br>報酬委員<br>再任<br>社外取締役 | <p>1996年4月 朝日監査法人(現 有限責任あづさ監査法人) 入所<br/> 2006年6月 (株)スタートトウディ(現 (株)ZOZO) 非常勤監査役<br/> 2008年12月 (株)アカウンティング・アシスト 代表取締役(現任)<br/> 2009年9月 (株)ECナビ(現 (株)CARTA HOLDINGS)非常勤監査役(現任)</p> <p>2015年3月 (株)ビジョン 非常勤監査役(現任)<br/> 2016年4月 サイバーエリアリサーチ(株) (現 Geolocation Technology(株)) 非常勤監査役(現任)<br/> 2021年6月 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役(現任)<br/> 2024年3月 当社取締役(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> (株)アカウンティング・アシスト 代表取締役<br/> (株)CARTA HOLDINGS 非常勤監査役<br/> (株)ビジョン 非常勤監査役<br/> Geolocation Technology(株) 非常勤監査役<br/> gooddaysホールディングス(株) 社外取締役</p> | 3,200株     |

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

公認会計士及び上場企業での非常勤監査役の経験を経て、コーポレート・ガバナンスにおける豊富な知見を有することから、引き続き、当社の経営に対し適切な監督・助言をいただけると期待できるものと判断したためです。

|   |                                                                                                                                   |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |    |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|
| 4 | トラン ディープ キウ リ<br>Trang Diep Kieu Le<br>(通称名: Christy<br>トラン<br>Trang Le)<br>(1980年8月11日生)<br>報酬委員長<br>指名委員<br>監査委員<br>再任<br>社外取締役 | <p>2006年2月 HSBC Bank(Vietnam) Ltd. 入社<br/> 2007年12月 Leading Business Club(Vietnam) 入社<br/> 2011年9月 McKinsey and Company Incorporated USA 入社<br/> 2012年12月 Misfit Wearables Corporation COO兼CFO<br/> 2016年1月 Fossil Vietnam Limited Liability Company Managing Director<br/> 2018年3月 Facebook Vietnam Country Director<br/> 2019年11月 Harrison-AI Pty Ltd President of Vietnam Operations(現任)<br/> 2020年4月 Arevo Inc. CFO兼General Manager Vietnam<br/> 2023年3月 当社取締役(現任)<br/> 2023年4月 Hestya Inc. Co-Founder(現任)</p> <p>(重要な兼職の状況)<br/> Harrison-AI Pty Ltd President of Vietnam Operations<br/> Hestya Inc. Co-Founder</p> | 0株 |
|---|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----|

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

インターネット事業会社での経験を経て、ソーシャルコミュニティにおける豊富な知見を有することから、引き続き、当社の経営に対し適切な監督・助言をいただけると期待できるものと判断したためです。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)<br>担当                                                                      | 略歴及び地位<br>(重要な兼職の状況)                                                                                                                                                                                                          | 所有する<br>当社の<br>株式数 |
|-------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------|
| 5     | いまい まつかね<br>今井 松兼<br>(1979年8月4日生)<br>指名委員長<br>監査委員<br><br><b>再任</b><br><br><b>社外取締役</b> | 2002年9月 ソニー(株) 入社<br>2006年6月 (株)マジです 代表取締役CEO<br>2009年6月 (株)Gengo 取締役CTO<br>2015年3月 同社 代表取締役CEO<br>2019年1月 ライオンブリッジ・ジャパン(株) Gengo部門長<br>2020年4月 自然キャピタル(合) 代表社員(現任)<br>2024年3月 当社取締役(現任)<br><br>(重要な兼職の状況)<br>自然キャピタル(合) 代表社員 | 0株                 |

【社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要】

インターネット事業会社でのCTO及びCEOの経験を経て、テクノロジー及び経営における豊富な知見を有することから、引き続き、当社の経営に対し適切な監督、助言をいただけると期待できるものと判断したためです。

(注) 1. 茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏は、会社法施行規則第2条第3項第7号に定める社外取締役候補者です。なお、社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要は、社外取締役候補者の略歴下段に記載しています。

2. 「所有する当社の株式数」は、2024年12月31日現在の所有株式数を記載しています。

3. 佐野陽光氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

4. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

5. 茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏は、現在当社の社外取締役であり、本総会終結の時をもって、社外取締役としての在任期間が、Trang Diep Kieu Le氏は2年、茂田井純一氏及び今井松兼氏は1年となります。

6. 取締役との責任限定契約について  
当社は、会社法第427条第1項及び当社定款に基づき、茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏との間で、会社法第423条第1項に定める賠償責任の限度額を、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度とする旨の責任限定契約を締結しており、本総会において各氏の再任が承認された場合、同契約を継続する予定です。

7. 当社は、茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しており、本総会において各氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員として届ける予定です。

8. 補償契約について  
当社は、各候補者との間で、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする同項に定める補償契約を締結しています。

9. 役員等賠償責任保険契約について  
当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなり、また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しています。

## 第2号議案　　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の執行役及び従業員、並びに当社子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。なお、取締役会は、会社法第416条第4項に基づき、代表執行役に本新株予約権の募集事項の決定を委任いたします。

### 1. 特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材の確保をすることを目的として、当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員に対して新株予約権を無償で発行するものです。

### 2. 新株予約権割当の対象者

当社の執行役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員

### 3. 新株予約権の内容

#### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式 1,600,000株を上限とします。

なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとします。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとします。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとします。

#### (2) 新株予約権の数

16,000個を上限とします。

なお、本新株予約権1個当たりの目的となる株式の数（以下「付与株式数」といいます。）は100株とします。ただし、上記(1)に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行います。

#### (3) 新株予約権と引換えに払込む金銭

本新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとします。

#### (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権1個の行使に際して出資される財産の価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」といいます。）に付与株式数を乗じた金額とします。行使価額は以下のとおりとします。

本新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除きます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含みます。）の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げます。）又は割当日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とします。

なお、本新株予約権の割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割又は株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとします。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

本新株予約権の目的となる株式の時価総額及び行使価額の総額は、当該調整の前後において実質的に同一となります。

上記のほか、本総会決議日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる行使価額の調整を行うものとします。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間（以下「行使期間」といいます。）は、本新株予約権の発行決議日から起算して2年を経過した日より5年間とします。

(6) 新株予約権の行使条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者（以下「本新株予約権者」といいます。）は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとします。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができます。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使するものとします。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできません。
- ⑤ 各新株予約権1個未満の行使を行うことはできません。

(7) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- ① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計

算規則第17条第1項に従い計算される資本金等増加限度額（以下「資本金等増加限度額」といいます。）の2分の1に相当する額とします。ただし、1円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、0円とします。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を控除した額とします。

(8) 新株予約権の譲渡による取得の制限  
本新株予約権の譲渡による取得については、当社取締役会の承認を要します。

(9) 新株予約権の取得事由

① 本新株予約権の割当日から行使期間の開始日の前日までの間に、東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の当日を含む直近の21取引日の終値（気配表示を含みます。）の平均値（終値のない日数を除きます。ただし、当該期間中に株式の分割、株式無償割当て、株式の併合又はこれに類する事由があった場合には、適切に調整されます。）が一度でもその時点の行使価額の65%を下回った場合において、当社取締役会が取得する日を定めたときは、当該日が到来することをもって、当社は本新株予約権の全部を無償で取得することができます。

② 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、又は当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、且つ当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

③ 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

④ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要すること又は当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、当社取締役会が別途定める日に、当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができます。

(10) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針  
当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限ります。）、株式交換又は株式移転（以上を総称して「組織再編行為」といいます。）をする場合であって、且つ当該組織再編行為にかかる契約又は計画において、会社法第236条第1項第8号のイ・ニ・ホに掲げる株式会社

(以下「再編対象会社」といいます。) の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下同じ。）の直前において残存する本新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付します。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する本新株予約権の本新株予約権者が保有する本新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付します。

② 新株予約権の目的である株式の種類及び数又は算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とします。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率又は株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記(1)に準じて調整します。

③ 新株予約権の行使に際して出資される金額又は算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の行使価額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記(4)に準じて調整します。

④ 新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとします。

⑤ 新株予約権の行使の条件

上記(6)に準じて決定します。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記(7)に準じて決定します。

⑦ 新株予約権の譲渡による取得の制限

新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要します。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記(9)に準じて決定します。

(11) 行使時に交付すべき株式数の1株に満たない端数の処理

本新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てます。

(12) 新株予約権にかかる新株予約権証券に関する事項

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しません。

## 第3号議案 当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）の更新承認の件

当社は、2022年3月25日開催の当社第18回定時株主総会において株主の皆様からご承認をいただいて、「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収防衛策）」（以下「旧プラン」といいます。）を導入しました。旧プランの有効期間は、2022年3月25日開催の当社第18回定時株主総会の終結の時から、その後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時まであるため、本定時株主総会の終結の時をもって満了します。

当社は、2025年2月14日開催の取締役会において、引き続き、旧プランを下記のとおり「当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策（買収への対応方針）」（以下「本プラン」といいます。）に更新することに関して決議を行いました。なお、独立社外取締役3名を含む当社取締役全員の賛成によって決議されています。

本プランは、2025年2月14日付で更新されることが決定しておりますが、株主の皆様のご意思をより反映させるという観点から、本総会において本プランの更新に関する承認議案につき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には、直ちに廃止されるものとしています。

従いまして、本プランを更新することにつき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。

なお、会社法及び金融商品取引法その他の法令、それらに関する規則、政令、内閣府令及び省令等並びに当社の株式等が上場されている金融商品取引所の規則等（以下、総称して「法令等」といいます。）に改正（法令等の名称の変更や旧法令等を承継する新法令等の制定等を含みます。以下同じ。）があり、これらが施行された場合には、本プランにおいて引用する法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後のこれらの法令等の各条項を実質的に承継する法令等の各条項に、それぞれ読み替えられるものとします。

### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ。）であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるかどうかは株主の皆様の決定に委ねられるべきだと考えています。

ただし、株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれが存する場合等、当社グループの企業価値向上又は株主共同

の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、大規模買付者（下記Ⅲ. 2. (1)①に定義されます。以下同じ。）は当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものとして、当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の責務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、場合により、当社グループの企業価値向上及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

## II. 基本方針の実現に資する特別な取り組み

### (1) 当社グループの事業内容とミッション

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というミッションを掲げ、定款第2条においても当該ミッションを定め、料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」の運営を主たる事業としています。

### (2) 企業価値向上に向けた取り組み

当社グループは、現代社会における技術及び産業の発展に伴う食生活の変様によって、料理頻度の減少や料理をしなくなる生活がくることに危機感をいだいております。この危機感に対し、当社グループは、テクノロジーを活用し、料理に関する課題解決に取り組み続ける必要があると考えております。具体的には、「今日、何つくろう」という課題を解決するレシピサービスを中心に、買い物をもっと自由にする生鮮食品ECサービス「クックパッドマート」及び料理のパーソナルコーチングサービス「moment」などの事業開発を進めております。

### (3) コーポレート・ガバナンスの強化

#### ① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、料理に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社グループの企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

#### ② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

上記①に加えて、企業価値の継続的な向上も、当社グループが社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、当社は、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社（現在の指名委員会等設置会社）へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への大幅な権限委譲を行うとともに、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は以下のとおりです。

◆取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営の基本方針を決定するとともに、大幅な権限委譲を執行役に行い、当該執行役の業務執行状況を監督しています。

◆3委員会

1. 監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されています。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしています。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、監査補助者が事務局を担当し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

2. 指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としています。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

3. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としています。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えています。取締役及び執行役の報酬等の基本方針の決定並びに個人別の報酬の額及び具体的な算定方法を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

◆執行役

当社の執行役は、取締役会の定めた基本方針に従い、業務執行に関する事項を決議又は決定しています。

◆監査体制

当社の監査体制は、監査委員会、監査補助者、内部監査担当者が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しています。

③ その他

上記のほか、当社は、最新のコーポレートガバナンス・コードを踏まえながら、コーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでいます。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書

([https://info.cookpad.com/ir/management\\_index/governance/](https://info.cookpad.com/ir/management_index/governance/)) をご参照ください。

### Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

#### 1. 本プランの目的

当社は、上記Ⅰ. のとおり、大規模買付者に対して、場合によっては何らかの措置を講ずる必要が生じ得るものと考えますが、上場会社である以上、大規模買付者に対して株式を売却するか否かの判断や、大規模買付者に対して会社の経営を委ねることの是非に関する最終的な判断は、基本的には、個々の株主の皆様のご意思に委ねられるべきものだと考えています。

しかしながら、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、その前提として、上記のような当社及び当社グループ固有の事業特性や当社及び当社グループの歴史を十分に踏まえていただいた上で、当社グループの企業価値とその価値を生み出している源泉につき適切な把握をしていただくことが必要であると考えます。そして、大規模買付者による当社の支配株式の取得が当社グループの企業価値やその価値の源泉に対してどのような影響を及ぼし得るかを把握するためには、大規模買付者から提供される情報だけでは不十分な場合も容易に想定され、株主の皆様に適切な判断を行っていただくためには、当社及び当社グループ固有の事業特性を十分に理解している当社取締役会から提供される情報並びに当該大規模買付者による支配株式の取得行為に対する当社取締役会の評価・意見や、場合によっては当社取締役会による新たな提案を踏まえていただくことが必要であると考えます。

したがいまして、当社といたしましては、株主の皆様に対して、これらの多角的な情報を分析し、検討していただくための十分な時間を確保することが非常に重要であると考えています。

以上の見地から、当社は、上記の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求ることによって、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様が適切に判断されること、当社取締役会が、独立委員会（下記2. (1)⑤に定義されます。以下同じ。）の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する賛否の意見又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等（以下「代替案」といいます。）を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、旧プランに所要の修正を加えた上で、本プランの更新が必要であるとの結論に達しました。本プランの更新に際しましては、株主の皆様のご意思を確認することが望ましいことはいうまでもありません。

以上の理由により、当社取締役会は、2025年2月14日付で本プランの効力を発生させるものの、本総会において、本プランの更新に関する承認議案を付議することを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただき、株主の皆様のご承認が得られなかった場合には直ちに廃止されるものとして、本プランの更新を決定しました。

なお、2024年12月31日現在における当社の大株主の状況は、39頁に記載のとおりであり、現時点において、当社株式について具体的な大規模買付行為等の兆候があるとの認識はありません。

また、当社の創業者かつ筆頭株主である佐野陽光取締役兼代表執行役の2024年12月31日現在における当社株式の保有比率は56.46%ですが、佐野取締役兼代表執行役は、当社の安定株主として当社と友好的な関係を構築しており、現時点において、本プランの適用対象とはなりません。なお、当社と佐野取締役兼代表執行役は、相互に独立した意思決定を行っており、当社と佐野取締役兼代表執行役との間には、佐野取締役兼代表執行役が今後も当社株式等を保有し続けることについての契約等は存在していません。従って、佐野取締役兼代表執行役の事情により譲渡その他の処分がなされ、今後保有比率が低下する可能性は否定できず、必ずしも将来にわたって当該株主が安定した地位を占めるものとまでは言えません。

## 2. 本プランの内容

本プランは、以下のとおり、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、これらを適切に開示することにより、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資さない当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者に対して、警告を行うものです。

### (1) 本プランに係る手続

#### ① 対象となる大規模買付行為等

本プランは以下の(i)から(iii)までのいずれかに該当する若しくは該当する可能性がある当社株式等の買付け又はこれに類似する行為（ただし、当社取締役会が承認したものを除きます。当該行為を、以下「大規模買付行為等」といいます。）がなされ、又はなされようとする場合を適用対象とします。大規模買付行為等を行い、又は行おうとする者（以下「大規模買付者」といいます。）は、予め本プランに定められる手続に従わなければならぬものとします。

- (i) 当社が発行者である株式等<sup>1</sup>について、当社の特定の株主の株式等保有割合<sup>2</sup>が20%以上となる買付けその他の取得<sup>3</sup>
- (ii) 当社が発行者である株式等<sup>4</sup>について、当社の特定の株主の株式等所有割合<sup>5</sup>及びその特別関係者<sup>6</sup>の株式等所有割合の合計が20%以上となる当該株式等の買付けその他の取得<sup>7</sup>

(iii) 上記(i)又は(ii)に規定される各行為が行われたか否かにかかわらず、当社の特定の株主が、当社の他の株主（複数である場合を含みます。以下本(iii)において同じ。）との間で行う行為であり、かつ当該行為の結果として当該他の株主が当該特定の株主の共同保有者に該当するに至るような合意その他の行為、又は当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係<sup>8</sup>を樹立する行為<sup>9</sup>（ただし、当社が発行者である株式等につき当該特定の株主と当該他の株主の株式等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限ります。）

② 意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為等の実行に先立ち、当社取締役会に対して、当該大規模買付者が大規模買付行為等に際して本プランに定める手続を遵守する旨の誓約文言等を記載した書面（以下「意向表明書」といいます。）を当社の定める書式により、日本語で提出していただきます。

具体的には、意向表明書には、以下の事項を記載していただくとともに、大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その定款、履歴事項全部証明書（又はそれらに相当するもの）並びに直近5事業年度における単体及び連結ベースでの貸借対照表及び損益計算書を、併せて提出していただきます。

(i) 大規模買付者の概要

(イ) 氏名又は名称及び住所又は所在地

(ロ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その代表者、取締役（又はそれに相当する役職。以下同じ。）及び監査役（又はそれに相当する役職。以下同じ。）それぞれの氏名及びその過去10年間の経歴

(ハ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その目的及び事業の内容

(二) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その直接・間接の大株主又は大口出資者（持株割合又は出資割合上位10名）及び究極的な実質支配株主（出資者）の概要

(ホ) 国内連絡先

(ヘ) 大規模買付者が会社その他の法人である場合には、その設立準拠法

(ト) 主要な出資先の名称、本社所在地及び事業内容並びにそれら主要出資先に対する持株割合ないし出資割合

(ii) 大規模買付者が現に保有する当社株式等の数、及び意向表明書提出前60日間における大規模買付者の当社株式等の取引状況

(iii) 大規模買付者が提案する大規模買付行為等の概要（大規模買付者が大規模買付行為等により取得を予定する当社株式等の種類及び数、並びに大規模買付行為等の目的（支配権取得若しくは経営参加、純投資若しくは政策投資、大規模買付行為等の後の当社株式等の第三者への譲渡等、又は重要提案行為等<sup>10</sup>その他の目的がある場合には、その旨及び内容。なお、目的が複数ある場合にはその全てを記載していただきます。）を含みます。）

### ③ 本必要情報の提供

上記②の意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者におきましては、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為等に対する株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために必要かつ十分な情報（以下「本必要情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、意向表明書を提出していただいた日から10営業日<sup>11</sup>（初日不算入）以内に、当初提出していただくべき情報を記載した情報リストを上記②(i)(ホ)の国内連絡先に発送いたしますので、大規模買付者には、情報リストに従って十分な情報を当社に提出していただきます。

また、情報リストに従い大規模買付者から提供された情報では、大規模買付行為等の内容及び態様等に照らして、株主及び投資家の皆様のご判断並びに当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が合理的に判断する場合には、適宜回答期限を定めた上で、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。なお、本必要情報の追加提供の要求は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めるまで繰り返し行うことができますが、最終の回答期限日は、本必要情報の提供が十分になされたと当社取締役会が認めない場合でも、大規模買付者が情報リストを受領した日から起算して60日を超えないものとします（ただし、大規模買付者等からの要請がある場合には、必要な範囲でこれを延長することがあります。）。

なお、大規模買付行為等の内容及び態様等にかかわらず、以下の各項目に関する情報は、原則として情報リストの一部に含まれます。

- (i) 大規模買付者及びそのグループ（主要な株主又は出資者（直接であるか又は間接であるかを問いません。以下同じ。）、重要な子会社・関連会社、共同保有者及び特別関係者を含み、ファンド若しくはその出資に係る事業体（日本法に基づいて設立されたものであるか外国法に基づいて設立されたものであるかを問わず、法形式の如何を問いません。以下「ファンド等」といいます。）の場合又は買付者等が実質的に支配若しくは運用するファンド等が存する場合はその主要な組合員、出資者その他の構成員及び投資に関する助言を継続的に行っている者を含みます。以下同じ。）の詳細（沿革、具体的な名称、住所、設立準拠法、資本構成、出資先、出資先に対する出資割合、事業内容、財務内容、投資方針の詳細、過去10年以内における投融資活動の詳細、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」といいます。）第26条第1項に規定される「外国投資家」への該当性の有無及びその根拠となる情報、並びに過去10年以内における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）、並びに役員の氏名、過去10年間の経歴及び過去における法令違反行為の有無（及びそれが存する場合にはその概要）を含みます。）
- (ii) 大規模買付者及びそのグループの内部統制システム（グループ内部統制システムを含みます。）の具体的な内容及び当該システムの実効性の有無ないし状況

(iii) 大規模買付行為等の目的（意向表明書において開示していただいた目的の詳細）、方法及び内容（経営参画の意思の有無、大規模買付行為等の対象となる当社株式等の種類及び数、大規模買付行為等の対価の種類及び金額、大規模買付行為等の時期、関連する取引の仕組み、買付予定の当社株式等の数及び大規模買付行為等を行った後における株式等所有割合、大規模買付行為等の方法の適法性、大規模買付行為等及び関連する取引の実現可能性（大規模買付行為等を一定の条件に係らしめている場合には当該条件の内容）、並びに大規模買付行為等の完了後の当社株式等の保有方針並びに当社株式等が上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及びその理由を含みます。なお、大規模買付行為等の方法の適法性については資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）

(iv) 大規模買付行為等の対価の算定根拠及びその算定経緯（算定の前提事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報及び大規模買付行為等に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びディシナジーの内容、算定の際に第三者の意見を聴取した場合における当該第三者の名称及び当該第三者に関する情報、意見の概要並びに当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を含みます。）

(v) 大規模買付行為等の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者（直接であるか間接であるかを問いません。）を含みます。）の具体的な名称、調達方法、資金提供が実行されるための条件の有無及び内容、資金提供後の担保ないし誓約事項の有無及び内容、並びに関連する取引の具体的な内容を含みます。）

(vi) 大規模買付行為等に際しての第三者との間における意思連絡（当社に対する重要提案行為等を行うことに関する意思連絡を含みます。以下同じ。）の有無並びに意思連絡がある場合にはその具体的な態様及び内容並びに当該第三者の概要

(vii) 大規模買付者及びそのグループによる、当社株式等の保有状況、当社株式等又は当社若しくは当社グループの事業に関連する資産を原資産とするデリバティブその他の金融派生商品の保有状況及び契約状況、並びに当社株式等の貸株、借株及び空売り等の状況

(viii) 大規模買付者及びそのグループが既に保有する当社株式等に関する貸借契約、担保契約、売戻契約、売買の予約その他の重要な契約又は取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該担保契約等の具体的な内容

(ix) 大規模買付者が大規模買付行為等において取得を予定する当社株式等に関し担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している合意の種類、契約の相手方及び契約の対象となっている当社株式等の数量等の当該合意の具体的な内容

- (x) 大規模買付行為等の完了後に企図されている当社及び当社グループの経営方針、大規模買付行為等の完了後に派遣を予定している取締役候補者の経歴その他の詳細に関する情報（当社及び当社グループの事業と同種の事業についての知識及び経験等に関する情報を含みます。）、事業計画、財務計画、資金計画、投資計画、資本政策及び配当政策等（大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの資産の売却、担保提供その他の処分に関する計画を含みます。）
- (xi) 大規模買付行為等の完了後における当社及び当社グループの役員、従業員、労働組合、取引先、顧客及び地方公共団体その他の当社及び当社グループに係る利害関係者の処遇等の方針
- (xii) 大規模買付者と当社の他の株主との利益相反を回避するための具体的方策
- (xiii) 大規模買付者が濫用的買収者（下記⑤(ii)に定義されます。）に該当しないことを誓約する旨の書面
- (xiv) 大規模買付行為等に関し適用される可能性のある外為法その他の国内外の法令等に基づく規制事項、国内外の政府又は第三者から取得すべき私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、外為法その他の法令等に基づく承認又は許認可等の取得の可能性（なお、これらの事項については、関係する法域における資格を有する弁護士による意見書を併せて提出していただきます。）
- (xv) 大規模買付行為等の完了後における当社グループの経営に関して必要な国内外の法令等に基づく許認可の維持の可能性及び国内外の法令等の規制遵守の可能性
- (xvi) 反社会的勢力ないしテロ関連組織との関連性の有無（直接的であるか間接的であるかを問いません。）及び関連が存在する場合にはその詳細

なお、当社取締役会は、適用ある法令等に従って、大規模買付者から大規模買付行為等の提案がなされた事実については適切に開示し、提案の概要及び本必要情報の概要その他の情報のうち株主及び投資家の皆様のご判断に必要であると認められる情報がある場合には、速やかに開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付者による本必要情報の提供が十分になされたと認めた場合には、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を適用ある法令等に従って速やかに開示します。

#### ④ 取締役会評価期間の設定等

当社取締役会は、情報提供完了通知を行った後、その翌日を起算日として、大規模買付行為等の評価の難易度等に応じて、以下の(i)又は(ii)の期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定し、適用ある法令等に従って速やかに開示します。大規模買付行為等は、本プランに別段の記載がない場合に限り、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

- (i) 対価を現金（円貨）のみとする当社全株式等を対象とした公開買付の場合には最大60日間

(ii) その他の大規模買付行為等の場合には最大90日間

ただし、上記(i)(ii)いずれにおいても、取締役会評価期間は当社取締役会が合理的に必要な事由があると認める場合に限り、延長できるものとします（延長の期間は最大30日間とします。）。その場合は、延長期間及び当該延長期間が必要とされる具体的な理由を大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って株主及び投資家の皆様に開示します。

当社取締役会は、取締役会評価期間内において、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された本必要情報を十分に評価・検討し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付者による大規模買付行為等の内容の検討等を行います。当社取締役会は、これらの検討等を通じて、大規模買付行為等に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適用ある法令等に従って適時かつ適切に株主及び投資家の皆様に開示します。

また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為等に関する条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主及び投資家の皆様に代替案を提示することもあります。

⑤ 対抗措置の発動に関する独立委員会の勧告

本プランでは、対抗措置の発動等にあたって、当社取締役会の恣意的判断を排除し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保するための機関として独立委員会（以下「独立委員会」といいます。）を設置し、対抗措置の発動の是非等について当社取締役会への勧告を行う仕組みとしています。独立委員会は、独立委員会規程（概要については別紙1をご参照ください。）に従い、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成されるものとします。本プランの更新時における独立委員会の各委員の氏名及び略歴は別紙2のとおりです。

独立委員会は、取締役会評価期間内に、上記④の当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案と並行して、以下の手続に従い、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非に関する勧告を行います。その際、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。なお、独立委員会が当社取締役会に対して以下の(i)又は(ii)に定める勧告をした場合には、当社取締役会は、当該勧告の事実とその概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示します。

(i) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続につきその重要な点において違反した場合で、当社取締役会がその是正を書面により当該大規模買付者に対して要求

した後5営業日（初日不算入）以内に当該違反が是正されない場合には、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上のために対抗措置を発動させないことが必要であることが明白であることその他特段の事情がある場合を除き、原則として、当社取締役会に対して、対抗措置の発動を勧告します。

(ii) 大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合

独立委員会は、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合には、原則として、当社取締役会に対して対抗措置の発動を行わないよう勧告します。

ただし、本プランに規定する手続が遵守されている場合であっても、例えば以下（イ）から（ル）までに掲げる事由（これらに該当する者を、以下、総称して「濫用的買収者」といいます。）により、当該買付け等が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうものであると認められかつ対抗措置の発動が相当と判断される場合には、例外的措置として、対抗措置の発動を勧告する場合があります。

(イ) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社株式等を当社又は当社関係者に引き取らせる目的で当社株式等の取得を行っている又は行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合ないし当社株式等の取得目的が主として短期の利鞘の獲得にあると判断される場合

(ロ) 当社の会社経営を一時的に支配して当社又は当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先又は顧客等の当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等に移転する目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(ハ) 当社の会社経営を支配した後に、当社又は当社グループ会社の資産を当該大規模買付者又はそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で、当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(二) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社又は当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいは一時的高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株式等の高値売抜けをする目的で当社株式等の取得を行っていると判断される場合

(ホ) 当社の経営には特に関心を示したり、関与したりすることもなく、当社株式等を取得後、様々な策を弄して、専ら短中期的に当社株式等を当社自身や第三者に転売することで売却益を獲得しようとして、最終的には当社の資産処分まで視野に入れてひたすら自らの利益を追求しようとするものであると判断される場合

(ヘ) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社株式等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付等の株式等の買付け等を行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式等の売却を強要するおそれがある（いわゆる強圧性が

ある) と判断される場合

- (ト) 大規模買付者の提案する当社株式等の買付条件 (買付対価の種類及び金額、当該金額の算定根拠、時期、方法、その他の条件の具体的な内容、違法性の有無並びに実現可能性等を含みますがこれらに限られません。) が、当社の本源的企業価値に照らして著しく不十分又は不適切なものであると判断される場合
- (チ) 大規模買付者による支配権の取得により、当社株主はもとより、企業価値の源泉である顧客、従業員その他の利害関係者との関係を破壊し、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の著しい毀損が予想される等、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保又は向上を著しく妨げるおそれがあると判断される場合
- (リ) 大規模買付者が支配権を取得する場合における当社グループの企業価値が、中長期的な将来の企業価値との比較において、当該大規模買付者が支配権を取得しない場合における当社グループの企業価値に比べ、著しく劣後すると判断される場合
- (ヌ) 大規模買付者の経営陣又は主要株主若しくは出資者に反社会的勢力又はテロ関連組織と関係を有する者が含まれている場合等、大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として著しく不適切であると判断される場合
- (ル) その他 (イ) から (ヌ) までに準じる場合で、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

#### ⑥ 取締役会の決議

当社取締役会は、上記⑤に定める独立委員会の勧告を最大限尊重するものとし、当該勧告を踏まえて当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から、速やかに対抗措置の発動又は不発動その他必要な決議を行います。

なお、独立委員会から対抗措置不発動の決議をすべき旨の勧告がなされた場合であっても、当社取締役会は、かかる独立委員会の勧告を最大限尊重し、当該勧告に従うことにより取締役の善管注意義務に違反するおそれがある等の事情があると認める場合には、対抗措置発動の決議を行い、又は不発動の決議を行わず、対抗措置を発動するか否かを株主の皆様に問うべく、下記の⑦の方法により当社株主意思確認総会（以下⑦に定義されます。）を招集することができます。

また、当社取締役会が対抗措置の発動を決議した後又は発動後においても、(i)大規模買付者が大規模買付行為等を中止した場合又は(ii)対抗措置を発動するか否かの判断の前提となつた事実関係等に変動が生じ、かつ、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置の発動が相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、対抗措置発動の停止の決議を行います。

当社取締役会は、上記の決議を行った場合には、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示します。

#### ⑦ 当社株主意思確認総会の招集

大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合、当社取締役会が本プランによる対抗措置を発動することの可否について株主の意思を確認するために当社株主総会（以下「株主意思確認総会」といいます。）を開催すべきと判断したときには、当社取締役会は可及的速やかに当社株主意思確認総会を招集します。また、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守した場合であっても、当社取締役会が、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上という観点から対抗措置発動の決議を行う場合には、当社取締役会は可及的速やかに当社株主意思確認総会を招集します。当社取締役会は、株主意思確認総会において、出席株主（議決権行使書等により議決権行使を行う株主を含みます。）の皆様（ただし、大量買付行為が強圧性のある市場買集めによる場合等においては、大量買付行為の態様等（買付手法の強圧性、適法性、株主意思確認の時間的余裕等）を踏まえて、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大量買付者及びその共同保有者、特別関係者等を除くことがあります。以下同じ。）の議決権の過半数の賛成をもって、対抗措置の発動に関する株主の皆様の意思を確認することとします。これらの場合には、大規模買付行為等は、当社株主意思確認総会における対抗措置の発動議案の否決及び当該株主意思確認総会の終結後に行われるものとします。当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が可決された場合、当社取締役会（原則として当該株主意思確認総会当日に開催するものとします。）は、当該大規模買付行為等に対して本プランによる対抗措置発動の決議を行うこととします。なお、当該株主意思確認総会において本プランによる対抗措置の発動承認議案が否決された場合には、当該大規模買付行為等に対しては本プランによる対抗措置の発動は行われません。

当該株主意思確認総会の招集手続が執られた場合であっても、その後、当社取締役会において対抗措置不発動の決議を行った場合や、大規模買付者が本プランに規定する手続を遵守しない場合で、当社取締役会にて対抗措置の発動を決議することが相当であると判断するに至った場合には、当社は当社株主意思確認総会の招集手続を取り止めることができます。かかる決議を行った場合も、当社は、対抗措置の発動の要否に関する当社取締役会の評価、判断及び意見を含む当該決議の概要その他当社取締役会が適切と判断する事項について、適用ある法令等に従って速やかに開示します。

## （2）本プランにおける対抗措置の具体的な内容

当社が本プランに基づき発動する対抗措置は、原則として新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当ての方法（会社法第277条以下に規定されています。）により、当社取締役会が定める一定の日における株主に対して新株予約権を無償で割り当てるものとします。ただし、法令等及び当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられるもあり得るものとします。

本プランに基づき発動する対抗措置として本新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は、別紙3「新株予約権無償割当ての概要」に記載のとおりとしますが、実際に本新株予約権の無償割当てをする場合には、(i)当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模

買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並びにこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないと行使条件又は(ii)当社が本新株予約権の一部を取得することとするときに、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権のみを取得することができる旨を定めた取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が所有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件、取得条項等を設けることがあります。

### （3）本プランの有効期間、廃止及び変更

本プランの有効期間は、本総会終了後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとします。

ただし、当該有効期間の満了前であっても、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、本プランはその時点で廃止されます。

なお、当社取締役会は、法令等の変更又はこれらの解釈・運用の変更、又は税制、裁判例等の変更に伴い合理的に必要な範囲で、隨時、独立委員会の承認を得た上で、本プランを修正し、又は変更することができるものとします。他方、当社取締役会が、本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更を行う場合には、改めて直近で開催される株主総会に付議し株主の皆様のご承認をいただくことといたします。

当社は、本プランが廃止され又は本プランの内容について当社株主の皆様に実質的な影響を与えるような変更が行われた場合には、当該廃止又は変更の事実及び（変更の場合には）変更内容その他当社取締役会が適切と認める事項について、法令等に従って速やかに開示いたします。

また、本定時株主総会の終結後3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終結の時以降における本プランの内容につきましては、必要な見直しを行った上で、本プランの継続、更新の可否又は新たな内容のプランの導入等に関して株主の皆様の意思を確認させていただく予定です。

## 3. 本プランの合理性

本プランは、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）を充足しており、かつ、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」並びに東京証券取引所が有価証券上場規程の改正により2015年6月1日に導入し、2018年6月1日及び2021年6月11日にそれぞれ改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」及び

経済産業省が2023年8月31日に公表した「企業買収における行動指針－企業価値の向上と株主利益の確保に向けて－」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。

#### (1) 企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上の原則

本プランは、上記1. に記載のとおり、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものです。

#### (2) 事前開示・株主意思の原則

当社は、取締役会において決議された本プランによる買収への対応方針の更新を本議案としてお諮りすることを通じて、株主の皆様のご意思を確認させていただきます。また、上記2. (3)に記載したとおり、本プランは、本総会においてご承認いただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プランの廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動の決定に関して必ず株主総会を招集するものとしています。従いまして、本プランの存続には、株主の皆様のご意思が十分反映される仕組みとなっています。

#### (3) 必要性・相当性確保の原則

##### ① 独立委員会の設置及びその勧告の最大限の尊重と情報開示の徹底

当社は、上記2. に記載のとおり、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、当社社外取締役又は社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置し、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重することとしています。また、独立委員会の判断が当社グループの企業価値ないし株主共同の利益の確保・向上に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができるものとしています。

さらに、当社は、独立委員会の判断の概要について株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこととし、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

## ② 合理的な客観的発動要件の設定

本プランは、上記2. に記載のとおり、合理的かつ客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しています。

## ③ デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

上記2. (3)に記載のとおり、本プランは、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会の決議により、いつでも廃止することができるものとされています。従って、本プランは、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間をする買収防衛策）ではありません。

## 4. 株主及び投資家の皆様への影響等

### (1) 本プランによる買収への対応方針の更新時に株主及び投資家の皆様に与える影響

本プランによる買収への対応方針の更新に際して、本新株予約権の発行自体は行われません。従って、本プランによる買収への対応方針の更新が株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

なお、上記2. (1)に記載のとおり、大規模買付者が本プランを遵守するか否か等により当該買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

### (2) 本新株予約権の無償割当て時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における株主名簿に記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき本新株予約権1個を上限とした割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの価値の希釈化は生じるものとの保有する当社株式全体の価値の希釈化は生じず、株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

ただし、例外事由該当者につきましては、この対抗措置の発動により、結果的に、法的権利又は経済的利益に何らかの影響が生じる場合があります。

なお、当社が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であって、その後に対抗措置発動の停止を決定した場合には、当社株式の株価に相応の変動が生じる可能性があります。例えば、本新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後において、当社が対抗措置の発動を停止し、本新株予約権を無償取得して新株を交付しない場合には、株主の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った株主及び投資家の皆

様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点に留意してください。

また、本新株予約権の行使又は取得に関して差別的条件を付す場合には、当該行使又は取得に際して、例外事由該当者の法的権利、経済的利益に影響が生じることが想定されますが、この場合であっても、例外事由該当者以外の株主の皆様の有する当社株式に係る法的権利及び経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定していません。

### (3) 本新株予約権の無償割当てに伴う株主の皆様の手続

本新株予約権の割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主の皆様は、当該新株予約権の無償割当ての効力発生日において当然に新株予約権者となるため、申込みの手続は不要です。

また、無償割当てがなされる本新株予約権に取得条項が付され、当社が本新株予約権を取得する場合、株主の皆様は、新株予約権の行使価格相当の金銭を払い込むことなく、当社による本新株予約権の取得の対価として、当社株式を受領することになります。ただし、例外事由該当者については、その有する本新株予約権が取得の対象とならないことがあるほか、例外事由該当者の有する本新株予約権について、取得に係る本新株予約権と同数の新株予約権で一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得することもあります。以上のほか、割当て方法、行使の方法及び当社による取得の方法、株式の交付方法等の詳細については、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会の決議が行われた後、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令等に基づき、適時かつ適切に開示又は通知を行いますので当該開示又は通知の内容を確認してください。

以上

---

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第4項に規定される「株券等保有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとしますが、かかる株式等保有割合の計算上、(イ) 同法第27条の2第7項に定義される特別関係者、(ロ) 当該特定の株主との間でフィナンシャル・アドバイザリー契約を締結している投資銀行、証券会社その他の金融機関並びに当該特定の株主の公開買付代理人、主幹事証券会社（以下、「契約金融機関等」といいます。）、弁護士並びに会計士その他のアドバイザー、並びに (ハ) 上記 (イ) 及び (ロ) に該当する者から市場外の相対取引又は東京証券取引所の市場内立会外取引 (ToSTNeT-1) により当社株式等を譲り受けた者は、本プランにおいては当該特定の株主の共同保有者（金融商品取引法第27条の23第5項に定義される共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じ）とみなします。また、かかる株式等保有割合の計算上、当社の発行済株式の総数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 3 売買その他の契約に基づく株式等の引渡請求権を有すること及び金融商品取引法施行令第14条の6に規定される各取引を行うことを含みます。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定される「株券等」を意味するものとします。以下(ii)において同じとします。
- 5 金融商品取引法第27条の2第8項に規定される「株券等所有割合」を意味するものとします。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、かかる株式等所有割合の計算上、当社の総議決権の数は、当社が公表している直近の情報を参照することができるものとします。
- 6 金融商品取引法第27条の2第7項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付の開示に関する内閣府令第2条第2項で定める者を除きます。なお、(i)共同保有者及び(ii)契約金融機関等は、本プランにおいては当該特定の株主の特別関係者とみなします。以下別段の定めがない限り同じとします。
- 7 買付けその他の有償の譲受け及び金融商品取引法施行令第6条第3項に規定される有償の譲受けに類するものを含みます。
- 8 「当該特定の株主と当該他の株主との間にその一方が他方を実質的に支配し若しくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されたか否かの判定は、新たな出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、当社株券等の買い上がりの状況、当社株券等に係る議決権行使の状況、デリバティブや貸株等を通じた当社株式等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の株主及び当該他の株主が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。組合その他のファンドに係る判定においては、ファンド・マネージャーの実質的同一性その他の諸事情を勘案します。
- 9 本文の(iii)所定の行為がなされたか否かの判断は、当社取締役会が独立委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、上記(iii)の要件に該当するか否かの判定に必要とされる範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 10 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、及び株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定される重要提案行為等をいいます。以下同じとします。
- 11 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

## 独立委員会規程の概要

1. 独立委員会は、当社取締役会の決議により、大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関する当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、設置される。
2. 独立委員会委員は、3名以上とし、当社の業務執行を行う経営陣から独立した、(1)当社社外取締役又は(2)社外の有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、若しくは学識経験者又はこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。なお、当社は、独立委員会委員との間で、善管注意義務及び秘密保持義務に関する規定を含む契約を締結する。
3. 独立委員会の委員の任期は、選任のときから3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の日又は別途当該独立委員会委員と当社が合意した日までとする。ただし、当社取締役会の決議により別段の定めをした場合はこの限りではない。
4. 独立委員会は、各取締役又は各独立委員会委員が招集する。
5. 独立委員会の議長は、各独立委員会委員の互選により選定される。
6. 独立委員会の決議は、原則として、独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。ただし、独立委員会委員のいずれかに事故があるときその他特段の事由があるときは、当該独立委員会委員を除く独立委員会委員全員が出席し、その過半数をもってこれを行う。
7. 独立委員会は、以下の各号に記載される事項について審議の上決議し、その決議内容を、理由を付して当社取締役会に対して勧告する。
  - (1) 本プランに係る対抗措置の発動の是非
  - (2) 本プランに係る対抗措置発動の停止
  - (3) 本プランの廃止及び変更
  - (4) その他本プランに関連して当社取締役会が任意に独立委員会に諮問する事項各独立委員会委員は、独立委員会における審議及び決議においては、専ら当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、自己又は当社経営陣の個人的利益を図ることを目的としてはならない。
8. 独立委員会は、必要に応じて、当社の取締役又は従業員その他必要と認める者を出席させ、独立委員会が求める事項に関する意見又は説明を求めることができる。
9. 独立委員会は、その職務の遂行に当たり、当社の費用により、当社の業務執行を行う経営陣から独立した外部専門家（投資銀行、証券会社、フィナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）から助言を得ることができる。

以 上

独立委員会委員の氏名及び略歴

氏名 茂田井 純一 (もたい じゅんいち)

略歴 1974年3月19日生

1996年 4月 朝日監査法人(現 有限責任あずさ監査法人) 入所

2006年 6月 (株)スタートトゥデイ(現 (株)ZOZO) 非常勤監査役

2008年 12月 (株)アカウンティング・アシスト 代表取締役(現任)

2009年 9月 (株)ECナビ(現 (株)CARTA HOLDINGS) 非常勤監査役(現任)

2015年 3月 (株)ビジョン 非常勤監査役(現任)

2016年 4月 サイバーエリアリサーチ(株)(現 Geolocation Technology(株))  
非常勤監査役(現任)

2021年 6月 gooddaysホールディングス(株) 社外取締役(現任)

2024年 3月 当社取締役(現任)

氏名 Trang Diep Kieu Le (トラン ディープ キウ リ)

通称: Christy Trang Le (クリスティー トラン リ)

略歴 1980年8月11日生

2006年 2月 HSBC Bank(Vietnam) Ltd. 入社

2007年 12月 Leading Business Club(Vietnam) 入社

2011年 9月 McKinsey and Company Incorporated USA 入社

2012年 12月 Misfit Wearables Corporation COO兼CFO

2016年 1月 Fossil Vietnam Limited Liability Company Managing Director

2018年 3月 Facebook Vietnam Country Director

2019年 11月 Harrison-AI Pty Ltd President of Vietnam Operations(現任)

2020年 4月 Arevo Inc. CFO兼General Manager Vietnam

2023年 3月 当社取締役(現任)

2023年 4月 Hestya Inc. Co-Founder(現任)

氏名 今井 松兼 (いまい まつかね)

略歴 1979年8月4日生

2002年 9月 ソニー(株) 入社

2006年 6月 (株)マジです 代表取締役CEO

2009年 6月 (株)Gengo 取締役CTO

2015年 3月 同社 代表取締役CEO

2019年 1月 ライオンブリッジ・ジャパン(株) Gengo部門長

2020年 4月 自然キャピタル(合) 代表社員(現任)

2024年 3月 当社取締役(現任)

---

(注) 当社との関係について

- ・当社は、茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。
- ・各委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する当社取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当て期日」といいます。）における当社の最終の発行済株式総数（ただし、同時点において当社の有する当社株式の数を除きます。）と同数を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。

### 2. 割当対象株主

割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その保有する当社普通株式（ただし、同時点において、当社の有する当社株式を除きます。）1株につき1個を上限として、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める割合で本新株予約権の無償割当てをします。

### 3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

### 4. 本新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は、1株を上限として当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める数とします。ただし、当社が株式の分割又は株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

### 5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及び価格

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

### 6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

### 7. 本新株予約権の行使条件

新株予約権の行使条件は当社取締役会において別途定めるものとします（なお、当社取締役会が所定の手続に従って定める一定の大規模買付者並びにその共同保有者及び特別関係者並び

にこれらの者が実質的に支配し、これらの者と共同ないし協調して行動する者として当社取締役会が認めた者等（以下「例外事由該当者」といいます。）による権利行使は認められないとの行使条件等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した行使条件を付すこともあります。）。

#### 8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、一定の事由が生じたこと又は当社取締役会が別途定める日が到来したことを条件として、取締役会の決議に従い、本新株予約権の全部又は例外事由該当者以外の株主が保有する本新株予約権のみを取得することができる旨の取得条項や、例外事由該当者以外の株主が所有する本新株予約権については当社普通株式を対価として取得する一方、例外事由該当者が保有する本新株予約権については一定の行使条件や取得条項が付された別の新株予約権を対価として取得する旨の取得条項等、大規模買付行為等に対する対抗措置としての効果を勘案した取得条項等を付すことがあります。

#### 9. 対抗措置発動の停止等の場合の無償取得

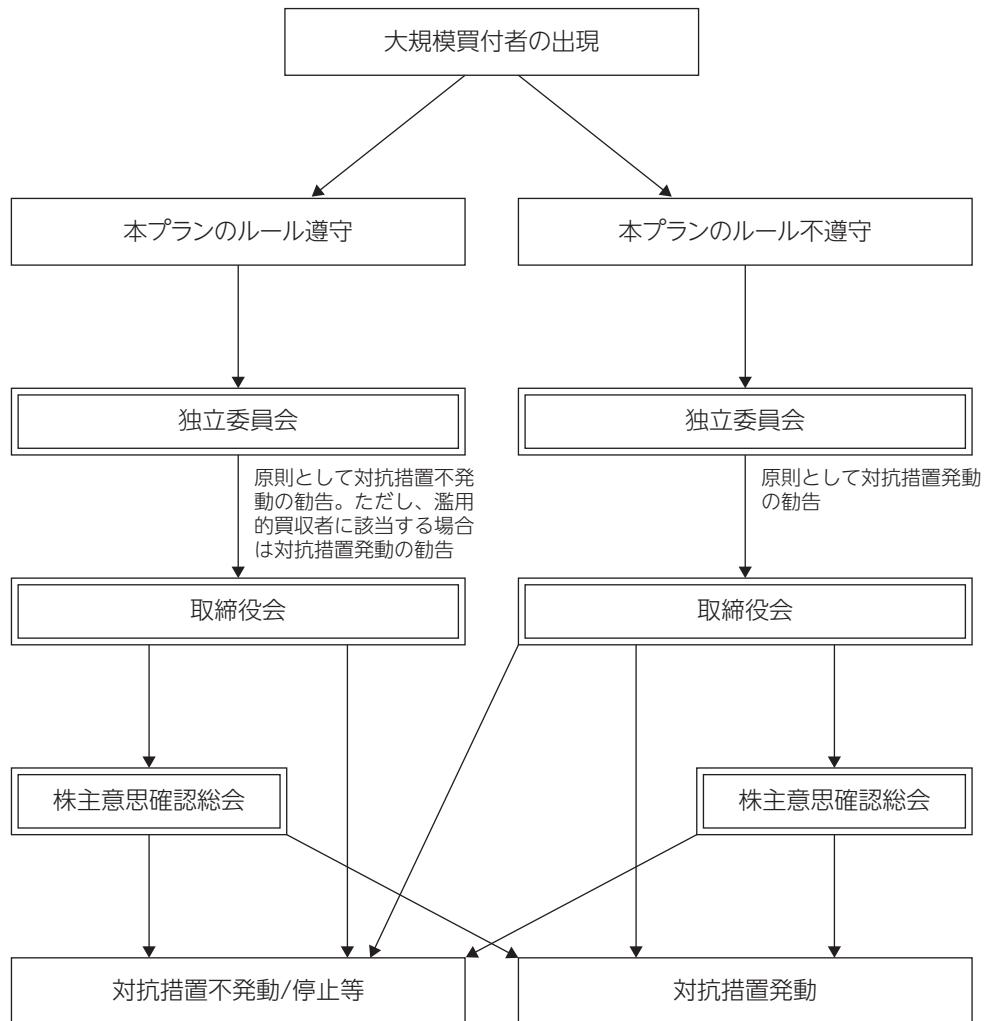
当社取締役会が、対抗措置の発動を停止した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

#### 10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

以 上

### 本プランの手続の流れに関する概要



# 事業報告（2024年1月1日から2024年12月31日まで）

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は205百万円であり、その主なものは、本社移転に伴う建物附属設備や器具備品等の取得です。

### (2) 資金調達の状況

特筆すべき事項はありません。

### (3) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

特筆すべき事項はありません。

### (4) 重要な親会社及び子会社の状況

#### ① 重要な親会社の状況

該当事項はありません。

#### ② 重要な子会社の状況

| 会 社 名                        | 資 本 金       | 出 資 比 率 | 主 要 な 事 業 内 容  |
|------------------------------|-------------|---------|----------------|
| Cookpad Limited              | 83,995千英ポンド | 100.0%  | 海外子会社の統括       |
| Cookpad Spain, S.L.          | 611千ユーロ     | 100.0%  | レシピサービスの開発及び運営 |
| PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA | 300千米ドル     | 100.0%  | レシピサービスの開発及び運営 |

## (5) 事業の経過及びその成果

### ① 経営成績

当社グループは「毎日の料理を楽しみにする」というミッションの下、日本のみならず世界中の料理に関する様々な課題解決に向けた積極的な投資を行っています。このミッションについて、当社グループの事業活動の目的・存在意義を明確にするため、定款に「当会社は、『毎日の料理を楽しみにする』ために存在し、これをミッションとする。」、「世界中のすべての家庭において、毎日の料理が楽しみになった時、当会社は解散する。」という記載をしています。

現在、料理レシピ検索・投稿サービス「クックパッド」を世界67カ国、26言語で展開しているほか、買い物をもっと自由にする生鮮食品ECサービス「クックパッドマート」、料理のパーソナルコーチングサービス「moment」などの事業開発を進めています。

当連結会計年度における売上収益は5,876百万円（前期比22.8%減）となりました。これは、国内レシピサービスにおけるプレミアムサービス会員が減少したことに加えて、前連結会計年度に広告事業の廃止、事業開発体制の見直し、及びクックパッドライブ株式会社の事業分割等を実施し、当該事業にかかる売上収益が消失したことによります。販売費及び一般管理費は、前連結会計年度に事業開発体制の見直しや人員削減を実施したことにより、5,156百万円（前期比49.0%減）となりました。

販売費及び一般管理費の大幅な削減により、当連結会計年度の損益は黒字化しました。営業利益は673百万円（前期は2,799百万円の損失）、税引前当期利益は1,109百万円（前期は2,379百万円の損失）、親会社の所有者に帰属する当期利益は、繰延税金資産の回収可能性を検討した結果、法人所得税費用がマイナスの223百万円となったことで1,332百万円（前期は2,229百万円の損失）となりました。

### ② セグメントの業績

当社グループは、毎日の料理を楽しみにする事業の単一セグメントとなるため、事業分野ごとの収益、損益及びその他項目の記載を省略しています。

## (6) 対処すべき課題

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というミッションの下、以下の重点課題に取り組んでいきます。

### ① 売上の拡大

当社グループの主力事業であるレシピサービスは、世界67カ国で利用いただいているが、日本国内のプレミアムサービス会員数はメディアの多様化などの影響を受け、減少が続いている。新たな価値の提供によりプレミアムサービス会員数を増加に転じさせ増収基調を回復することに加えて、未来の常識となるような新たな事業を生み出す取り組みを継続することにより、新たな収益の柱を確立することを目指します。

### ② 優秀な人材の確保

当社グループの持続的な成長のためには、優秀な人材の確保及び育成が重要であると捉えています。当社グループのミッションに共感する優秀な人材が、高い意欲を持って働き成長できる環境や仕組みの構築に注力します。

### ③ 技術への投資

当社グループは主にインターネット上でサービスを提供しており、サービス提供にかかるシステムを安定的に稼働させることはもちろん、セキュリティ管理体制の整備や、ユーザー体験の改善など、技術を通じた付加価値の創造が重要であると捉えています。今後も技術への投資を継続することで、サービスの安定性や安全性の維持・強化、事業価値の向上に努めます。

## (7) 企業集団の財産及び損益の状況

| 区分                                     | 第25期<br>(2021年12月期) | 第26期<br>(2022年12月期) | 第27期<br>(2023年12月期) | 第28期<br>(当連結会計年度)<br>(2024年12月期) |
|----------------------------------------|---------------------|---------------------|---------------------|----------------------------------|
| 売上収益 (百万円)                             | 10,004              | 9,086               | 7,607               | 5,876                            |
| 税引前当期利益 (△損失) (百万円)                    | △2,595              | △3,529              | △2,379              | 1,109                            |
| 親会社の所有者に帰属する当期利益 (△損失) (百万円)           | △2,380              | △3,488              | △2,229              | 1,332                            |
| 基本的1株当たり当期利益 (△損失) <sup>(注)1</sup> (円) | △22.41              | △33.47              | △23.21              | 15.58                            |
| 総資産 (百万円)                              | 23,863              | 20,154              | 14,597              | 15,017                           |
| 親会社の所有者に帰属する持分 (百万円)                   | 21,029              | 17,752              | 13,727              | 13,619                           |
| 1株当たり親会社所有者帰属持分 <sup>(注)1</sup> (円)    | 201.22              | 169.52              | 146.24              | 164.53                           |

(注) 1. 基本的1株当たり当期利益 (△損失) は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、また、1株当たり親会社所有者帰属持分は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算定しています。

2. 百万円未満は切り捨てて表示しています。

(8) 主要な事業内容（2024年12月31日現在）

| 事業部門           | 事業内容                                        |
|----------------|---------------------------------------------|
| 毎日の料理を楽しみにする事業 | レシピサービス「クックパッド」及び<br>その他インターネット・メディアの企画及び運営 |

(9) 主要な拠点（2024年12月31日現在）

|            |                       |
|------------|-----------------------|
| クックパッド株式会社 | 日本 東京都目黒区<br>英国 ブリストル |
|------------|-----------------------|

(10) 従業員の状況（2024年12月31日現在）

① 企業集団の従業員の状況

| 従業員数      | 前連結会計年度末比増減 |
|-----------|-------------|
| 117 (15)名 | 30名減少       |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員は( )内に最近1年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

| 従業員数      | 前事業年度末比増減 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|-----------|-----------|-------|--------|
| 103 (15)名 | 31名減少     | 36.0歳 | 5.6年   |

(注) 従業員数は就業員数であり、パート及び派遣社員は( )内に最近1年間の平均人員を外数で記載しています。

(11) 主要な借入先の状況（2024年12月31日現在）

特に記載すべき主要な借入先はありません。

## 2. 株式の状況 (2024年12月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 331,776,000株

(2) 発行済株式の総数 107,429,400株  
(自己株式24,923,249株を含む)

(3) 株主数 35,333名

### (4) 大株主の状況

| 株主名                                             | 当社への出資状況    |        |
|-------------------------------------------------|-------------|--------|
|                                                 | 持株数         | 持株比率   |
| 佐野陽光                                            | 46,585,300株 | 56.46% |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)                        | 5,623,400株  | 6.82%  |
| BANK JULIUS BAER AND CO. LTD. SG FAO            | 1,301,500株  | 1.58%  |
| 諸藤周平                                            | 1,200,000株  | 1.45%  |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口)                             | 893,400株    | 1.08%  |
| 株式会社SBI証券                                       | 850,354株    | 1.03%  |
| 平尾丈                                             | 706,900株    | 0.86%  |
| 東京短資株式会社                                        | 561,900株    | 0.68%  |
| UBS AG LONDON A/C IPB SEGREGATED CLIENT ACCOUNT | 531,200株    | 0.64%  |
| 橋本健太                                            | 484,700株    | 0.59%  |

(注) 1. 持株比率は、自己株式(24,923,249株)を控除して算出しています。  
2. 持株比率は、小数点第3位を四捨五入して表示しています。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

### 3. 会社役員の状況

#### (1) 取締役及び執行役の状況 (2024年12月31日現在)

##### ① 取締役

| 氏 名                | 地 位 及 び 担 当                              | 重 要 な 兼 職 の 状 況                                                                                                                       |
|--------------------|------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 佐 野 陽 光            | 取 締 役<br>指 名 委 員<br>報 酬 委 員              | 該当事項はありません。                                                                                                                           |
| 犬 飼 茂利男            | 取 締 役                                    | 該当事項はありません。                                                                                                                           |
| 茂田井 純 一            | 取 締 役<br>監 査 委 員 長<br>報 酬 委 員            | (株)アカウンティング・アシスト 代表取締役<br>(株)CARTA HOLDINGS 非常勤監査役<br>(株)ビジョン 非常勤監査役<br>Geolocation Technology(株) 非常勤監査役<br>gooddaysホールディングス(株) 社外取締役 |
| Trang Diep Kieu Le | 取 締 役<br>報 酬 委 員 長<br>指 名 委 員<br>監 査 委 員 | Harrison-AI Pty Ltd President of Vietnam Operations<br>Hestya Inc. Co-Founder                                                         |
| 今 井 松 兼            | 取 締 役<br>指 名 委 員 長<br>監 査 委 員            | 自然キャピタル(合) 代表社員                                                                                                                       |

(注) 1. 茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役です。  
 2. 茂田井純一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しています。  
 3. 茂田井純一氏、Trang Diep Kieu Le氏及び今井松兼氏は、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ています。  
 4. 佐野陽光氏は、当社の大株主です。  
 5. 佐野陽光氏及び犬飼茂利男氏は執行役を兼務しています。  
 6. 当社は、監査委員会の職務を補助する常勤の監査補助者を配置しているため、常勤の監査委員の選定を行っていません。  
 7. 当事業年度中の取締役の異動は以下のとおりです。  
 就任取締役  
 ・犬飼茂利男氏、茂田井純一氏及び今井松兼氏は、2024年3月28日開催の第20回定時株主総会において新たに選任され、就任しました。  
 退任取締役  
 ・岩林田平氏、保田朋哉氏、北川徹氏、田中宏隆氏及び加藤貴子氏は、2024年3月28日開催の第20回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任しました。  
 8. 当社は、社外取締役全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める額を責任の限度としています。  
 9. 当社は、取締役全員と、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。  
 10. 当社は、取締役全員と、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする同項に定める補償契約を締結しています。

## ② 執行役

| 氏 名            | 地 位 及 び 担 当 | 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------------|-------------|-----------------|
| 佐 野 陽 光        | 代 表 執 行 役   | 該当事項はありません。     |
| 犬 飼 茂利男        | 執 行 役       | 該当事項はありません。     |
| Rebecca Rippin | 執 行 役       | 該当事項はありません。     |

(注) 1. 佐野陽光氏及び犬飼茂利男氏は取締役を兼務しています。  
2. 佐野陽光氏は、当社の大株主です。  
3. 当社は、執行役全員と、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなる法律上の損害賠償金及び争訟費用を当該保険契約により填補することとしています。  
4. 当社は、執行役全員と、会社法第430条の2第1項第1号の費用及び同項第2号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償することを内容とする同項に定める補償契約を締結しています。

## (2) 社外役員に関する事項

### ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等の関係

他の法人等の重要な兼職の状況は40頁に記載のとおりです。また、当社と当該他の法人等との間に特別な利害関係はありません。

### ② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名                 | 主な活動状況                                                                                                                                                                                                                      |
|--------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 茂田井 純一             | <p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】<br/>2024年3月28日の就任後、開催された取締役会4回の全て、監査委員会5回の全てに出席しています。</p> <p>【主な活動状況】<br/>公認会計士及び上場企業での非常勤監査役の経験によるコーポレート・ガバナンスにおける豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p>     |
| Trang Diep Kieu Le | <p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】<br/>当事業年度開催の取締役会6回の全て、2024年3月28日の監査委員への就任後開催された監査委員会5回のうち4回に出席しています。</p> <p>【主な活動状況】<br/>インターネット事業会社におけるソーシャルコミュニティに関する豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p> |
| 今井松兼               | <p>【取締役会及び監査委員会への出席状況】<br/>2024年3月28日の就任後、開催された取締役会4回の全て、監査委員会5回の全てに出席しています。</p> <p>【主な活動状況】<br/>インターネット事業会社でのCTO及びCEOの経験によるテクノロジー及び経営における豊富な知見に基づき、当社の経営全般に対する助言提言等を行っています。その結果、当社の経営に対する監督・助言の提供という役割を適切に果たしています。</p>     |

(注) 上記の取締役会の開催回数のほか、会社法第370条の規定に基づき、取締役会決議があったものとみなす書面決議が2回ありました。

### (3) 取締役及び執行役の報酬等の総額

| 区分               | 報酬等の総額<br>(百万円) | 報酬等の種類別の総額(百万円) |        |          | 支給人員(名)   |
|------------------|-----------------|-----------------|--------|----------|-----------|
|                  |                 | 基本報酬            | 業績連動報酬 | 非金銭報酬等   |           |
| 取締役<br>(うち社外取締役) | 40<br>(26)      | 40<br>(26)      | —      | 0<br>(-) | 10<br>(6) |
| 執行役              | 41              | 39              | —      | 2        | 3         |
| 合計               | 82<br>(26)      | 79<br>(26)      | —      | 2<br>(-) | 11        |

(注) 1. 取締役兼執行役 2 名の報酬は、取締役としての報酬と執行役としての報酬を区別して記載していますので、支給人員数と各区分の支給人員の合計が相違しています。  
 2. 非金銭報酬等として執行役に対してストック・オプションを付与していますが、取締役兼執行役のうち執行役を退任した者については、取締役の非金銭報酬等に記載しています。なお、当該ストック・オプションの内容及びその付与状況は 4. 新株予約権等の状況に記載のとおりです。  
 3. 上記報酬等は、当社単体におけるものであり、当社グループ各子会社にて支払われている報酬等は含まれていません。

### (4) 各会社役員の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する事項

当社の各役員の報酬等の内容の決定に関する方針は、下記のとおり報酬委員会にて定めています。

#### ① 取締役の報酬

取締役の報酬は、固定報酬とすることとし、その支給水準は、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各取締役の職務の内容を参考にするとともに、監督活動の頻度、時間に応じた報酬を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

#### ② 執行役の報酬

執行役の報酬は、固定報酬、株式報酬とすることとし、その支給水準については、経済情勢、当社を取り巻く環境及び各執行役の職務の内容を勘案し、相当と思われる額を決定することとしています。

### (5) 執行役等の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

当該事業年度における執行役等の個人別の報酬等の内容は、固定報酬及び株式報酬とともに各執行役等の役割を鑑みて決定しています。この決定は、報酬委員会が原案について決定方針との整合性を含めた多角的な検討を行っているため、個人別の報酬等の内容は決定方針に沿うものであると判断しています。

## 4. 新株予約権等の状況

### (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2024年12月31日現在）

|                       |                        | 第8回新株予約権                                                  | 第14回新株予約権                                              |
|-----------------------|------------------------|-----------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------|
| 発行決議日                 |                        | 2017年10月15日                                               | 2024年12月13日                                            |
| 新株予約権の払込金額            |                        | 新株予約権1個当たり<br>100円を払い込むことを要する。                            | 金銭を払い込むことを要しない。                                        |
| 役員の保有状況               | 取締役及び執行役<br>(社外取締役を除く) | 新株予約権の数：19,895個<br>目的となる株式数：<br>普通株式1,989,500株<br>保有者数：2名 | 新株予約権の数：1,640個<br>目的となる株式数：<br>普通株式164,000株<br>保有者数：3名 |
|                       | 社外取締役                  | 新株予約権の数：0個<br>目的となる株式数：0株<br>保有者数：0名                      | 新株予約権の数：0個<br>目的となる株式数：0株<br>保有者数：0名                   |
| 新株予約権の行使に際して出資される財産の額 |                        | 新株予約権1個当たり<br>75,400円（1株当たり754円）                          | 新株予約権1個当たり<br>17,500円（1株当たり175円）                       |
| 権利行使期間                |                        | 2022年10月31日から<br>2047年10月30日まで                            | 2026年12月14日から<br>2031年12月13日まで                         |
| 行使の条件                 |                        | (別記1)                                                     | (別記2)                                                  |

(別記1)

#### 行使の条件

- ① 本新株予約権の割当日以降、新株予約権者が当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した日の翌日（以下「起算日」といいます。）から8年後の応当日までに提出された各有価証券報告書に記載される営業利益（当該各有価証券報告書に記載される連結損益計算書（連結損益計算書を作成していない場合、損益計算書）の営業利益をいいます。以下同じ。）のいずれかが150億円を超過している場合に限り、各新株予約権者が割り当てられた本新株予約権のうち、以下に定められた割合の個数（1個未満の端数が生じる場合には、これを切り捨てます。）を、起算日から5年後の応当日から、8年後の応当日までの間、行使することができます。
  - (a)2018年10月30日（同日を含む。以下本項において同じ。）までに、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：20%
  - (b)2018年10月31日から2019年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：40%
  - (c)2019年10月31日から2020年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：60%
  - (d)2020年10月31日から2021年10月30日までの間に、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：80%

(e)2021年10月31日以降、当社の執行役又は従業員のいずれの地位も喪失した場合：100%

なお、当社の事業年度の変更、国際財務報告基準の変更等により、参照すべき営業利益の概念等に重要な変更があった場合には、別途参照すべき指標を取締役会にて定めるものとします。

- ② 新株予約権者が死亡した場合は、当社の取締役会決議に基づき別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定める相続人又は受遺者に限り、当該本新株予約権者に付与された権利の範囲内で本新株予約権行使できます。
- ③ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- ④ 本新株予約権1個未満の行使を行うことはできないものとします。
- ⑤ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

## (別記2)

### 行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後1年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権行使できるものとします。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとします。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき1個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。
- ④ その他の条件については、(別記1) 行使の条件の③④⑤に記載の内容と同様です。

## (2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

|                           |             | 第14回新株予約権                                                 |
|---------------------------|-------------|-----------------------------------------------------------|
| 発行決議日                     |             | 2024年12月13日                                               |
| 新株予約権の払込金額                |             | 金銭を払い込むことを要しない。                                           |
| 使用人等への<br>交付状況            | 当社使用人       | 新株予約権の数： 2,360個<br>目的となる株式数：<br>普通株式236,000株<br>保有者数： 17名 |
|                           | 子会社の役員及び使用人 | 新株予約権の数： 840個<br>目的となる株式数：<br>普通株式84,000株<br>保有者数： 10名    |
| 新株予約権の行使に際して<br>出資される財産の額 |             | 新株予約権 1 個当たり<br>17,500円 (1 株当たり175円)                      |
| 権利行使期間                    |             | 2026年12月14日から<br>2031年12月13日まで                            |
| 行使の条件                     |             | (別記1)                                                     |

(別記1)

### 行使の条件

- ① 本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」といいます。)は、権利行使時においても、当社、当社子会社の取締役、執行役、監査役又は従業員の地位にあることを要するものとします。ただし、任期満了による退任、定年退職、死亡、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではありません。
- ② 本新株予約権者が行使期間前から休職しておらず、且つ本新株予約権者が行使期間中に死亡した場合は、死亡後 1 年内に限り、その相続人又は法定代表者が当社所定の手続きに従い、当該本新株予約権者が付与された権利の範囲内で本新株予約権を行使できるものとします。
- ③ 本新株予約権者は、本新株予約権を、別途当社と本新株予約権者が締結する割当契約に定める条件を達成した場合に限り、当該契約に定める期間の限度において行使することができるものとします。この場合において、かかる割合に基づき算出される行使可能な本新株予約権の個数につき 1 個未満の端数が生ずる場合には、かかる端数を切り捨てた個数の本新株予約権についてのみ行使することができるものとします。
- ④ 本新株予約権の行使によって、当社の発行済株式総数が当該時点における発行可能株式総数を超過することとなるときは、当該本新株予約権の行使を行うことはできないものとします。
- ⑤ 本新株予約権 1 個未満の行使を行うことはできないものとします。
- ⑥ その他の条件については、新株予約権発行の取締役会決議に基づき、別途当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところによります。

---

### (3) その他新株予約権等の状況

当社は、2024年12月13日開催の取締役会において、当社発行の第9回新株予約権、第10回新株予約権、第11回新株予約権、第12回新株予約権及び第13回新株予約権の取得及び消却について決議し、2024年12月30日付で、全ての新株予約権について取得及び消却いたしました。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る会計監査人の報酬

38百万円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

38百万円

(注) 1. 当社の会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しています。

2. 会計監査人の報酬等について監査委員会が同意した理由  
当社監査委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っています。

### (3) 非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の監査証明業務以外の業務を委託していません。

### (4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社都合の場合のほか、会計監査人が会社法又は公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合及び公序良俗に反する行為があったと判断した場合、監査委員会はその事実に基づき、当該会計監査人の解任又は不再任の検討を行い、解任又は不再任が妥当と判断した場合は、監査委員会規程に基づき、会計監査人の解任又は会計監査人の不再任決議を、株主総会の付議議案とすることを取締役会に申請し、取締役会はこれを審議することとなっています。

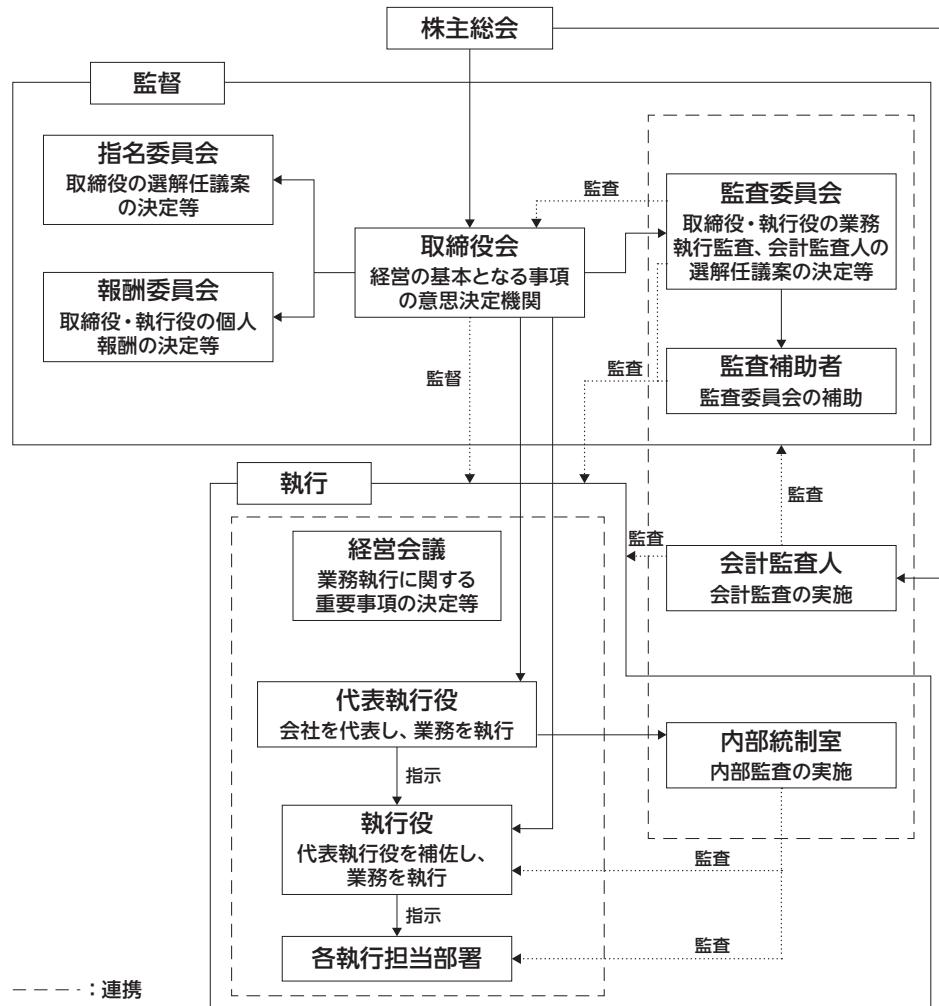
### (5) 責任限定契約の内容の概要

当社と、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令の定める最低責任限度額です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

コーポレート・ガバナンスに対する取り組み

<コーポレート・ガバナンス体制図> (2024年12月31日現在)



-----:連携

執行役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当社の業務並びに当社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 当社の執行役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア コンプライアンス体制

- ① 当社は、取締役会により定められた内部統制規程に基づき、当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます）に関するコンプライアンス体制を整備します。
- ② 当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

イ 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

ウ 監査の実施

- ① 代表執行役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査委員会に報告する体制とします。
- ② 監査委員会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、執行役の職務執行を監査します。

エ その他

- ① 当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等の社内規程に基づき、適正に処分を行います。
- ② 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。
- ③ 反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、反社会的勢力対応規程を策定し、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

ア 執行役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、文書管理規程等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

イ 取締役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

---

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ア ユーザーが安心して当社のサービスを利用できることを事業の中核とする会社として、ユーザーからの信頼を獲得・維持することをリスク対策における最重要課題とします。
- イ 過半数が社外取締役から構成される取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。
- ウ リスク管理委員会は、業務執行に係るリスクの把握と管理を目的として、個別のリスクごとに責任部門を定め、リスクの低減と防止のため、当社のリスクを網羅的・包括的に洗い出した上、当該リスクを分析・評価し、当該リスク発生の予防活動及び危機発生に備えた対応を行うとともに、リスク管理の状況を適宜、代表執行役及び取締役会に報告します。
- エ 当社は、情報セキュリティ基本規程に基づき、情報セキュリティ体制の確立・強化を推進します。また、当社は、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSへの適合認証を取得し、これにより、当社の情報セキュリティマネジメントシステムを実施します。
- オ 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな收拾に向けた活動を行います。
- カ 監査委員会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(4) 当社の執行役の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- ア 各執行役の職務は、取締役会において決定された各執行役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた権限分掌規程に基づき意思決定を行うこととします。
- イ 当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ア 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
  - ① 当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社から定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。
  - ② 子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、原則として、内部統制規程に基づき、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

#### イ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社は、当社グループ全体のリスク管理について定める内部統制規程を策定し、同規程において必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。
- ② 当社は、子会社を含めたリスク管理を担当する機関としてリスク管理委員会を運営し、当社グループ全体のリスク管理推進にかかる課題・対応策を審議します。
- ③ 当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。
- ④ リスク管理委員会は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、内部統制規程に基づき、必要に応じて、当社代表執行役を本部長とする危機対策本部を速やかに組織し、危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

#### ウ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 当社は、子会社の経営の自主性及び独立性を尊重しつつ、当社グループ経営の適正かつ効率的な運営に資するため、関係会社管理規程を策定します。
- ② 当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。
- ③ 子会社管理について、当社から子会社に役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。
- ④ 当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。
- ⑤ 当社は、各子会社の中期経営計画を承認し、それに基づく主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

#### エ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社は、内部統制規程に基づき、子会社の取締役及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。
- ② 当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。
- ③ 当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。
- ④ 当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握するとともに、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

#### オ 当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項

- ① 当社では、監査委員会の職務を補助するため、監査委員会の職務を補助すべき使用人（以下「監査補助者」といいます）を設置することができるものとします。なお、当該職務を補助すべき取締役は置かないものとします。
- ② 監査補助者は、監査委員会の職務を補助するに際しては、監査委員会の指揮命令にのみ従うものとします。また、当該使用人の執行役からの独立性を確保するため、当該使用人の選任及び解任は、監査委員会の決定にて行うことができるものとします。
- ③ 監査補助者の指示の実効性を確保するため、当該使用人が、取締役会及び経営会議並びにリスク管理委員会に出席する機会を確保します。

#### カ 当社の監査委員会への報告に関する体制

- ① 執行役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査委員会に定期的に報告を行うほか、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。執行役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査委員会に当該事実を報告するものとします。
- ② 子会社の役員は、監査委員会の求めに応じて監査委員会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、リスク管理委員会及び取締役会を通じて、監査委員会に当該事実を報告するものとします。また、当社監査補助者は、定期的に監査委員会において、当社監査委員に対して、子会社におけるコンプライアンス・リスク管理等の現状を報告するものとします。
- ③ 当社は、監査委員会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を内部通報規程及び内部統制規程に定める等して、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

#### キ その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。
- ② 監査委員会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査委員会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。
- ③ 監査委員会は、会計監査人と定期的に情報交換を行う等連携を密にし、会計に関する監査を行います。
- ④ 当社は、監査委員がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還又は負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査委員の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

---

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

- ・内部統制規程に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を運用しました。
- ・内部者取引管理規程に基づき、新たに入社する全従業員に対して、不適切な内部者取引の防止にかかるeラーニングを実施しました。
- ・内部統制規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(2) リスク管理

- ・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しました。
- ・内部統制規程に基づき、代表執行役及び代表執行役が選定した者を構成員とするリスク管理委員会を設置の上、当社のリスクの洗出しと分析・評価を行いました。
- ・情報セキュリティ管理規程に基づき、情報セキュリティ管理のグローバル・スタンダード基準とされるISMSの維持審査を受けました。
- ・内部統制規程に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(3) 子会社経営管理

- ・関係会社管理規程に基づき、非上場子会社が重要事項を決定する場合、当社の権限分掌規程に定める決裁者が事前に承認をしています。また、関係会社管理規程に基づき、非上場子会社から財務状況及びその他の状況について、毎月報告を受けました。

(4) 監査委員会

- ・監査委員会は、3ヶ月に1回以上開催され、監査委員相互の情報交換を行うとともに、監査補助者からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務についての調査を行いました。
- ・監査委員会は、自ら監査を行うほか、内部統制室と連携を図り、内部統制室の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、またそれに対する指示を行い、監査の実効性の向上を図りました。
- ・監査委員会は、会計監査人との密な連携を図るとともに、四半期ごとに会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行いました。

## 7. 株式会社の支配に関する基本方針

当社は、2021年12月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めるとともに、この基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、当社株式等の大規模買付行為等に関する対応策(買収防衛策)（以下、「本プラン」といいます。）を導入することに関する決議を行いました。なお、下記(2)イの記載は、当該決議の時点における取り組みについてのものであり、本書作成時点においては必ずしも妥当しない可能性がある点にご留意ください。

### (1) 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の概要

当社は、金融商品取引所に株式を上場している者として、市場における当社株式の自由な取引を尊重し、特定の者による当社株式等の大規模買付行為等であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資するものである限り、これを一概に否定するものではありません。また、最終的には株式の大規模買付提案に応じるべきか否かは株主の皆様の決定に委ねられるものと考えています。

ただし株式の大規模買付提案の中には、例えばステークホルダーとの良好な関係を保ち続けることができない可能性がある等、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を損なうおそれのあるものや、当社グループの価値を十分に反映しているとは言えないもの、あるいは株主の皆様が最終的な決定をされるために必要な情報が十分に提供されないものもあります。

そのような提案において、大規模買付行為等により、当社グループの企業価値の源泉が中長期的に見て毀損されるおそれがあり、当社グループの企業価値向上又は株主共同の利益の最大化が妨げられるおそれがある場合には、当社取締役会は、大規模買付者を当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であるものと考えます。その場合当社取締役会は、善管注意義務を負う受託者の当然の義務として、法令等及び当社の定款によって許容される限度において、当社グループの企業価値及び株主共同の利益の最大化のために相当の措置を講じる必要があると考えています。

### (2) 基本方針の実現に資する特別な取り組み

#### ア 当社グループの事業内容とMission

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする」というMissionを掲げ、定款第2条においても当該Missionを定め、料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」の運営を主たる事業としています。当社グループは、このMissionのもと、個人と社会と地球が抱える様々な課題を、料理をとおして見つけ、考え、解決し、これから時代にふさわしい豊かさをつくっていくことを当社の使命と考え、会社の経営の基本方針としています。

#### イ 企業価値向上に向けた取り組み

「クックパッド」は、毎日の料理に対する「今日、何つくろう」という課題を解決するユーザー投稿型のプラットフォームとして、国内で幅広く認知されるサービスに成長しまし

た。

しかし、「毎日の料理を楽しみにする」というMission実現のためには、社会と地球が抱える様々な課題を解決していかなければならないと考えています。なぜなら、料理をつくることは健康なからだをつくることであり、それは、豊かな社会をつくり、地球のこれからをつくることであると考えているからです。当社は、この考えに基づき、料理のつくり手を増やすことがMission実現のために必要であると位置づけています。

そこで、当社グループは、2017年より10年間を投資フェーズと定め、下記の3つの目標を掲げ、企業価値の向上と株主価値の最大化に向けて取り組んでいます。

① 日本中心のサービスから世界中で使われるサービスに

「今日、何つくろう」という課題は、日本のみならず世界共通の課題であると考えています。現在料理レシピの投稿・検索サービス「クックパッド」は日本を含め世界74カ国32言語において利用されています。

このように料理に関する課題は世界共通であり、世界中で料理のつくり手を増やすことがMission実現には不可欠であると考えていますので、当社グループが提供するサービスは、特定の国のサービスとしてではなく、世界中で使われるサービスとなるよう、様々な課題解決を行っていきます。

② 便利なサービスから楽しみになるサービスに

「クックパッド」は、国内においては簡単で便利に、調理の再現性の高いレシピが見つけられるサービスとしての圧倒的なポジションを確立することができました。しかしながら、Mission実現のために必要不可欠な料理のつくり手を増やすためには、「料理が楽しみになる」ことこそ、近道だと考え、多くの人に料理が広がる上での鍵だと考えています。

③ レシピの会社から料理の会社に

レシピは「今日、何つくろう」という課題解決には役立ちますが、料理に至るまでには、食品の生産や、流通、ユーザーの買い物など様々なシーンが存在します。レシピのみならず、料理に至るまでの重要な課題の解決をしていきます。

## ウ コーポレート・ガバナンスの強化

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、料理に関連した事業を行っているため、とりわけ社会からの信頼が求められ、この信頼の維持が、当社グループの企業価値の基盤となると考えています。このため、適時適正なコーポレート・ガバナンスを構築し、常に、経営の透明性及び効率性を確保できる体制を整備することが必要不可欠であると認識しています。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

上記①に加えて、企業価値の継続的な向上も、当社グループが社会からの信頼を維持していくには必要不可欠であると考えています。このため、当社は、経営において「監督と執行の分離」が可能な体制を構築することが最も効果的であると考え、2007年7月24日の定時株主総会の決議において、委員会設置会社（現在の指名委員会等設置会社）へ移行しています。過半数を社外取締役から構成する取締役会は、執行役への大幅な権限委譲を行うとともに、これらの業務執行を独立した立場から監督することで、「業務執行の機動

性及び柔軟性」と「適時適正な監督」を両立させることを可能としています。これらの体制に基づき最善の意思決定を行うことにより経営の適正性を確保するとともに、過半数を社外取締役が占める「指名委員会」、「報酬委員会」及び「監査委員会」の3委員会を設置して「監督と執行の分離」の徹底を図っています。

当社の業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能は以下のとおりです。

#### ◆取締役会

当社の取締役会は取締役5名（うち社外取締役3名）で構成されており、経営の基本方針を決定するとともに、大幅な権限委譲を執行役に行い、当該執行役の業務執行状況を監督しています。

#### ◆3委員会

##### 1. 監査委員会

当社の監査委員会は、社外取締役3名で構成されています。各々が異なる専門分野を有する社外取締役により構成することで、様々な視点での監査が可能であると考え選任をしています。監査委員会における付議事項としては、取締役及び執行役の業務執行の監査・監督及び株主総会に提出する会計監査人の選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、監査補助者が事務局を担当し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

##### 2. 指名委員会

当社の指名委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、指名の適正性を確保する体制としています。指名委員会における付議事項としては、株主総会に提出する取締役選任・解任議案の内容を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

##### 3. 報酬委員会

当社の報酬委員会は、取締役3名（うち社外取締役2名）で構成されており、過半数を社外取締役で構成することにより、報酬の適正性を確保する体制としています。これにより、監督する立場から業務執行を公正に評価できる体制が構築できると考えています。取締役及び執行役の報酬等の基本方針の決定並びに個人別の報酬の額及び具体的な算定方法を決定することとしています。なお、人事部内に事務局を設置し、欠席委員への対応や事前の付議事項共有を実施し、迅速かつ適切な委員会運営を行っています。

#### ◆執行役

当社の執行役は、取締役会の定めた基本方針に従い、業務執行に関する事項を決議又は決定しています。

## ◆監査体制

当社の監査体制は、監査委員会、監査補助者、内部監査担当者が会計監査人及び顧問弁護士と連携し、監査体制を構築しています。当社のコーポレート・ガバナンス体制の詳細につきましては当社コーポレート・ガバナンス報告書([https://info.cookpad.com/ir/management\\_index/governance/](https://info.cookpad.com/ir/management_index/governance/))をご参照ください。

### (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの概要

当社は、2021年12月24日開催の当社取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みの一つとして、本プランを導入することに関して決議を行いました。本プランは、2021年12月24日付けで効力を生じており、その導入については、2022年3月25日開催の第18回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ております。なお、本プランの詳細につきましては、当社ウェブサイト(<https://info.cookpad.com/>)において、全文を掲載しています。

当社は、前記(1)の基本方針を踏まえ、大規模買付者に対して事前に大規模買付行為等に関する必要な情報の提供及び考慮・交渉のための期間の確保を求めるこことによって、当該大規模買付行為等について株主の皆様が適切に判断されることが必要だと考えています。そのために当社取締役会が、独立委員会の勧告を受けて当該大規模買付行為等に対する対抗措置の発動又は当該大規模買付者が提示する買収提案や事業計画等に代替する事業計画等を株主の皆様に対して提示すること、あるいは、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とし、もって基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための仕組みが必要と考えました。その取り組みの一つとして、買収防衛策の導入が必要であるとの結論に達しました。

本プランは、当社株式等の大規模買付行為等を行おうとする者が遵守すべきルールを策定するとともに、一定の場合には当社が対抗措置をとることによって、大規模買付行為等を行おうとする者に損害が発生する可能性があることを明らかにし、適切に開示することにより、警告を行うものです。

### (4) 上記の取り組みに対する取締役会の判断及びその理由

前記(3)の本プランについては、当社株式等に対する大規模買付行為等がなされた際に、当該大規模買付行為等に応じるべきか否かを株主の皆様がご判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提示するために必要な情報や期間を確保し、株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うこと等を可能とすることにより、当社グループの企業価値ないし株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであることから、前記(1)の基本方針に沿ったものです。また本プランは、経済産業省及び法務省が発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しており、かつ、経済産業省に設置さ

れた企業価値研究会が公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所が公表している「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」その他の買収防衛策に関する実務・議論を踏まえた内容となっており、高度の合理性を有するものです。さらに、本プランの導入については、2022年3月25日開催の第18回定時株主総会において株主の皆様のご承認を得ており、また、本プランは、株主の皆様のご承認をいただいた後も、当社株主総会において選任された取締役で構成される取締役会により本プラン廃止の決議がなされた場合には、その時点で廃止されるものとしています。加えて、大規模買付者が本プランに定める手続を遵守している場合には、対抗措置の発動に際しては、必ず株主総会を招集するものとされています。さらに、本プランに基づく大規模買付行為等への対抗措置の発動等に関しては、当社取締役会の恣意的判断を排し、当社取締役会の判断及び対応の客觀性及び合理性を確保することを目的として、当社の業務執行を行う経営陣から独立した者のみから構成される独立委員会を設置することとし、当社取締役会は、対抗措置の発動又は不発動の決議に際して独立委員会の勧告を最大限尊重し、独立委員会の判断の概要について、株主及び投資家の皆様に法令等に従って情報開示を行うこと、対抗措置の発動に関して合理的かつ客觀的な要件が設定されていること、デッドハンド型若しくはスローハンド型買収防衛策ではないこと等により当社グループの企業価値ないし株主共同の利益に資するよう、本プランの透明な運営が行われる仕組みを確保しています。

従いまして、当社取締役会は、当該買収防衛策が株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しています。

## 8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、さらなる大きな成長のための事業基盤創りに注力するため、事業上獲得した資金を事業開発、ユーザーベース獲得、ブランド構築等の事業拡大のための投資に充当することを優先し、剰余金の配当は行わない方針です。

これに基づき、当期の期末配当金を0円に決定しました。

# 連結計算書類

## 連結財政状態計算書

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

| 資                       | 産          | 負                       | 債          |
|-------------------------|------------|-------------------------|------------|
| 流 動 資 産                 | 13,336,099 | 流 動 負 債                 | 646,230    |
| 現 金 及 び 現 金 同 等 物       | 12,083,662 | リ 一 ス 負 債               | 206,402    |
| 営 業 債 権 及 び そ の 他 の 債 権 | 959,647    | 営 業 債 務 及 び そ の 他 の 債 務 | 316,601    |
| そ の 他 の 金 融 資 産         | 2,000      | そ の 他 の 金 融 負 債         | 40,991     |
| 棚 卸 資 産                 | 8,915      | そ の 他 の 流 動 負 債         | 82,236     |
| そ の 他 の 流 動 資 産         | 281,875    | 非 流 動 負 債               | 751,668    |
| 非 流 動 資 産               | 1,681,425  | リ 一 ス 負 債               | 630,877    |
| 有 形 固 定 資 産             | 962,690    | 引 当 金                   | 113,330    |
| 無 形 資 産                 | 93,729     | そ の 他 の 非 流 動 負 債       | 7,461      |
| そ の 他 の 金 融 資 産         | 224,364    | 負 債 合 計                 | 1,397,898  |
| 繰 延 税 金 資 産             | 366,610    | 資 本                     | 本          |
| そ の 他 の 非 流 動 資 産       | 34,033     | 親会社の所有者に帰属する持分合計        | 13,619,626 |
|                         |            | 資 本 金                   | 50,000     |
|                         |            | 資 本 剰 余 金               | 12,222,716 |
|                         |            | 利 益 剰 余 金               | 4,602,392  |
|                         |            | 自 己 株 式                 | △5,313,358 |
|                         |            | そ の 他 の 資 本 の 構 成 要 素   | 2,057,876  |
|                         |            | 資 本 合 計                 | 13,619,626 |
| 資 产 合 計                 | 15,017,524 | 負 債 及 び 資 本 合 計         | 15,017,524 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結損益計算書

(2024年1月1日から)  
(2024年12月31日まで)

(単位:千円)

| 科          | 目   | 金額         |
|------------|-----|------------|
| 売上         | 収益  | 5,876,631  |
| 売上         | 原価  | △48,499    |
| 売上         | 総利益 | 5,828,132  |
| 販売費及び一般管理費 |     | △5,156,188 |
| その他の収益     |     | 13,224     |
| その他の費用     |     | △11,541    |
| 営業利益       |     | 673,627    |
| 金融収益       |     | 443,116    |
| 金融費用       |     | △7,279     |
| 税引前当期利益    |     | 1,109,464  |
| 法人所得税費用    |     | 222,989    |
| 当期利益       |     | 1,332,453  |
| 当期利益の帰属    |     |            |
| 親会社の所有者    |     | 1,332,453  |
| 当期利益       |     | 1,332,453  |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連結持分変動計算書

( 2024年1月1日から )  
( 2024年12月31日まで )

(単位:千円)

|                        | 親会社の所有者に帰属する持分 |            |           |            |             |
|------------------------|----------------|------------|-----------|------------|-------------|
|                        | 資本金            | 資本剰余金      | 利益剰余金     | 自己株式       | その他の資本の構成要素 |
| 2024年1月1日 残高           | 5,286,015      | 7,014,416  | 3,268,637 | △3,313,350 | 1,472,182   |
| 当期利益                   | —              | —          | 1,332,453 | —          | —           |
| その他の包括利益               | —              | —          | —         | —          | 601,089     |
| 当期包括利益合計               | —              | —          | 1,332,453 | —          | 601,089     |
| 新株予約権の失効               | —              | 9,420      | —         | —          | △9,420      |
| 株式報酬取引                 | —              | —          | —         | —          | △4,672      |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | —              | —          | 1,302     | —          | △1,302      |
| 自己株式の取得                | —              | △37,135    | —         | △2,000,008 | —           |
| 資本金から資本剰余金への振替         | △5,236,015     | 5,236,015  | —         | —          | —           |
| 所有者との取引額等合計            | △5,236,015     | 5,208,300  | 1,302     | △2,000,008 | △15,394     |
| 2024年12月31日 残高         | 50,000         | 12,222,716 | 4,602,392 | △5,313,358 | 2,057,876   |

|                        | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | 資本合計       |
|------------------------|------------------|------------|
|                        |                  |            |
| 2024年1月1日 残高           | 13,727,899       | 13,727,899 |
| 当期利益                   | 1,332,453        | 1,332,453  |
| その他の包括利益               | 601,089          | 601,089    |
| 当期包括利益合計               | 1,933,542        | 1,933,542  |
| 新株予約権の失効               | —                | —          |
| 株式報酬取引                 | △4,672           | △4,672     |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | —                | —          |
| 自己株式の取得                | △2,037,143       | △2,037,143 |
| 資本金から資本剰余金への振替         | —                | —          |
| 所有者との取引額等合計            | △2,041,815       | △2,041,815 |
| 2024年12月31日 残高         | 13,619,626       | 13,619,626 |

(注) 記載金額は、千円未満を四捨五入して表示しています。

## 連 結 注 記 表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記

#### (1) 連結計算書類の作成基準

連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下、IFRSという）に準拠して作成しています。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しています。

#### (2) 連結の範囲に関する事項

|             |                                                                        |
|-------------|------------------------------------------------------------------------|
| 連結子会社の数     | 5社                                                                     |
| 主要な連結子会社の名称 | Cookpad Limited<br>Cookpad Spain, S.L.<br>PT COOKPAD DIGITAL INDONESIA |

### 2. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 金融商品

##### ① 金融資産

###### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、営業債権及びその他の債権を発生日に当初認識しており、その他の金融資産は、契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融資産については、損益又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産、償却原価で測定される金融資産に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融資産（重大な金融要素を含まない営業債権を除く）は、損益を通じて公正価値で測定される区分に分類される場合を除き、公正価値に取引費用を加算した金額で測定しています。重大な金融要素を含まない営業債権は、取引価格で当初測定しています。

金融資産は、以下の要件をともに満たす場合には、償却原価で測定される金融資産に分類しています。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために資産を保有することを目的とする事業モデルに基づいて、資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

償却原価で測定される金融資産以外の金融資産は、公正価値で測定される金融資産に分類しています。公正価値で測定される金融資産については、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有される資本性金融商品を除き、個々の資本性金融商品ごとに、純損益を通じて公正価値で測定するか、公正価値の事後の変動を他の包括利益に表示する取消不能の選択を行った上で、他の包括利益を通じて公正価値で測定するかを指定し、当該指定を継続的に適用しています。

## ( ii )事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価により測定される金融資産については、実効金利法による償却原価により測定しています。

公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動額は純損益として認識しています。ただし、資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものについては、公正価値の変動額はその他の包括利益として認識しています。なお、当該金融資産からの配当金については、金融収益の一部として当期の損益として認識しています。

## ( iii )金融資産の減損

当社グループは償却原価で測定する金融資産の減損の認識にあたって、当該金融資産に係る予想信用損失に対して貸倒引当金を認識しています。この方法では、期末日ごとに各金融資産に係る信用リスクが当初認識時点から著しく増加しているかどうかを評価し、当初認識時点から信用リスクが著しく増加していない場合には、12ヶ月の予想信用損失を貸倒引当金として認識します。一方で、当初認識時点から信用リスクが著しく増加している場合には、全期間の予想信用損失と等しい金額を貸倒引当金として認識します。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、信用リスクの当初認識時点からの著しい増加の有無にかかわらず、常に全期間の予想信用損失と等しい金額で貸倒引当金を認識します。

信用リスクが著しく増加しているか否かの判定は、以下を考慮しています。

- ・支払期日からの経過日数
- ・債務者の経営成績

予想信用損失は、契約に従って企業に支払われるべき全ての契約上のキャッシュ・フローと、企業が受け取ると見込んでいる全てのキャッシュ・フローとの差額の現在価値として測定しています。

いずれの金融資産においても、履行強制活動を行ってもなお返済期日を大幅に経過している場合、債務者が破産、会社更生、民事再生、特別清算といった法的手続きを申立てる場合等、債務不履行と判断される場合には、信用減損金融資産として取り扱っています。当社グループは、ある金融資産について契約上のキャッシュ・フローの全体又は一部分を回収するという合理的な予想を有していない場合には、金融資産の総額での帳簿価額を直接減額しています。

---

#### (iv) 金融資産の認識の中止

当社グループは、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効する、又は当社グループが金融資産の所有のリスクと経済価値のほとんど全てを移転する場合にのみ金融資産の認識を中止します。当社グループが、移転した当該金融資産に対する支配を継続している場合には、継続的関与を有している範囲において、資産と関連する負債を認識します。

### ② 金融負債

#### (i) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を契約当事者となった時点で当初認識しています。

金融負債については、損益を通じて公正価値で測定される金融負債、償却原価で測定される金融負債に分類しています。この分類は、当初認識時に決定しています。

金融負債は公正価値で当初測定していますが、償却原価で測定される金融負債については、直接帰属する取引費用を控除した金額で測定しています。

#### (ii) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて以下のとおり測定しています。

償却原価で測定される金融負債については、当初認識後実効金利法による償却原価で測定しています。

実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失については、金融費用の一部として当期の損益として認識しています。

#### (iii) 金融負債の認識の中止

当社グループは、金融負債が消滅した時、すなわち、契約中に特定された債務が免責、取消し、又は失効となった時に、金融負債の認識を中止します。

### (2) 棚卸資産

棚卸資産は、商品、貯蔵品から構成されており、取得原価（主に個別法又は先入先出法）と正味実現可能価額のいずれか低い額で評価しています。また、正味実現可能価額は、通常の事業の過程における見積売価から、販売に要する見積費用を控除して算定しています。

### (3) 有形固定資産

有形固定資産については、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した額で測定しています。

取得原価には、資産の取得に直接関連する費用が含まれています。

各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で計上しています。主要な資産項目ごとの見積耐用年数は以下のとおりです。

|           |         |
|-----------|---------|
| ・建物       | 3 - 6年  |
| ・工具器具及び備品 | 3 - 15年 |

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### (4) 無形資産

個別に取得した無形資産は、当初認識時に取得原価で測定されます。無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積耐用年数にわたりて定額法で償却され、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除した帳簿価額で計上されます。主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりです。

|         |    |
|---------|----|
| ・ソフトウェア | 5年 |
|---------|----|

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用しています。

### (5) リース

当社グループは、契約締結時に、契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでいると判断します。

リース負債は、開始日において支払われていないリース料の現在価値で当初測定しています。リースの計算利子率又は計算利子率を容易に算定できない場合には、通常、当社グループは、割引率として追加借入利子率を用いています。リース負債は、リース期間にわたり、リース料の支払いに伴うリース負債の元本返済と実効金利法に基づく金融費用を認識します。

使用権資産は、リース負債の当初測定額に、当初直接コスト、前払リース料等を調整し、リース契約に基づき要求される原状回復義務等のコストを加えた額で当初の測定を行っています。使用権資産は、リース期間にわたり規則的に減価償却を行います。

なお、短期リース及び少額資産のリースについて、当該リースに関連したリース料を、リース期間にわたり定額法により費用として認識します。

## (6) 非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産の帳簿価額は、毎期、減損の兆候の有無を判断しています。減損の兆候が存在する場合は、当該資産の回収可能価額を見積っています。耐用年数を確定できない、又は未だ使用可能ではない無形資産については、回収可能価額を毎期又は減損の兆候を識別した時に見積っています。

資産又は資金生成単位グループの回収可能価額は、使用価値と売却費用控除後の公正価値のうちいざれか大きい方の金額としています。使用価値の算定において、見積将来キャッシュ・フローは、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率を用いて現在価値に割り引いています。減損テストにおいて個別にテストされない資産は、継続的な使用により他の資産又は資産グループのキャッシュ・インフローから、概ね独立したキャッシュ・インフローを生成する最小の資金生成単位に統合しています。

当社グループの全社資産は、独立したキャッシュ・インフローを生成しません。全社資産に減損の兆候がある場合、全社資産が帰属する資金生成単位グループの回収可能価額を見積っています。

減損損失は、資産又は資金生成単位グループの帳簿価額が見積回収可能価額を超過する場合に純損益として認識します。資金生成単位グループに関連して認識した減損損失は、資金生成単位グループ内の資産の帳簿価額を比例的に減額します。

過去に認識した減損損失は、毎期末日において損失の減少又は消滅を示す兆候の有無を評価しています。回収可能価額の決定に使用した見積りが変化した場合は、減損損失を戻入れます。減損損失は、減損損失を認識しなかった場合の帳簿価額から必要な減価償却費及び償却額を控除した後の帳簿価額を超えない金額を上限として戻入れます。

## (7) 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として、当社グループが、現在の法的又は推定的債務を負っており、当該債務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、当該債務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しています。引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引いています。時の経過に伴う割引額の割戻しは金融費用として認識しています。

資産除去債務については、賃借契約終了時に原状回復義務のある賃借事務所の原状回復費用見込額について、各物件の状況を個別に勘案して将来キャッシュ・フローを見積り、計上しています。

## (8) 従業員給付

当社グループには、確定給付制度を採用している会社が存在します。

確定給付負債は、確定給付制度債務の現在価値を、退職給付に係る負債として連結財政状態計算書で認識しています。確定給付制度債務は、予測単位積増方式に基づいて算定され、その現在価値は、将来の予想支払額に割引率を適用して算定しています。割引率は、優良社債の市場利回りを参照して決定しています。

当期勤務費用及び確定給付負債に係る利息は純損益として認識しています。

過去勤務費用は、発生時に純損益として認識しています。

数理計算上の差異を含む、確定給付負債の再測定は、発生時にその他の包括利益として認識し、直ちにその他の資本の構成要素から利益剰余金へ振り替えています。

## (9) 収益の認識基準

当社グループは、IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」(2014年5月公表)

及び「IFRS第15号の明確化」(2016年4月公表) (合わせて以下、「IFRS第15号」) を適用しており、下記の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する

ステップ2：契約における履行義務を識別する

ステップ3：取引価格を算定する

ステップ4：取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5：企業が履行義務の充足時に収益を認識する

当社グループの主たる事業である会員事業及び広告事業について、会員事業の売上収益は毎月末時点の有料会員数に応じて認識し、広告事業の売上収益は広告の掲載期間に応じて認識しています。

## (10) 外貨換算

### ① 外貨建取引

当社グループの各企業は、その企業が営業活動を行う主たる経済環境の通貨として、それぞれ独自の機能通貨を定めており、各企業の取引はその機能通貨により測定しています。

各企業が個別財務諸表を作成する際、その企業の機能通貨以外の通貨での取引の換算については、取引日の為替レートを使用しています。

期末日における外貨建貨幣性資産及び負債は、期末日の為替レートで換算しています。

換算又は決済により生じる換算差額は、純損益として認識しています。

### ② 在外営業活動体の財務諸表

在外営業活動体の資産及び負債については期末日の為替レート、収益及び費用については平均為替レートを用いて日本円に換算しています。在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる換算差額は、その他の包括利益として認識しています。在外営業活動体の換算差額は、在外営業活動体が処分された期間に純損益として認識します。

なお、当社グループは、IFRS第1号の免除規定を採用しており、移行日前の在外営業活動体の累積換算差額をゼロとみなし、全て利益剰余金に振り替えています。

### 3. 会計上の見積りに関する注記

連結計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した連結会計年度及び影響を受ける将来の連結会計年度において認識されます。

翌連結会計年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加えることにつながるリスクがある項目は以下のとおりです。

#### (1) 有形固定資産及び無形資産の減損

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

販売費及び一般管理費 9,692千円

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

「2. 重要な会計方針に係る事項(6)非金融資産の減損」をご参照ください。

#### (2) 繰延税金資産の回収可能性

①当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 366,610千円

繰延税金負債と相殺前の金額は、606,377千円であります。

②会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しています。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上していません。

- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えない取引によって発生する資産及び負債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しています。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識します。

当該仮定の変化により、翌連結会計年度における繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

#### 4. 連結損益計算書に関する注記

その他の収益及びその他の費用の内訳は、次のとおりです。

その他の収益

|         |           |
|---------|-----------|
| 固定資産売却益 | 7,179 千円  |
| その他     | 6,045 千円  |
| 合計      | 13,224 千円 |

その他の費用

|     |           |
|-----|-----------|
| その他 | 11,541 千円 |
| 合計  | 11,541 千円 |

#### 5. 連結財政状態計算書に関する注記

##### (1) 資産から直接控除した貸倒引当金

|              |       |
|--------------|-------|
| 営業債権及びその他の債権 | 112千円 |
|--------------|-------|

##### (2) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額

|           |
|-----------|
| 691,882千円 |
|-----------|

#### 6. 連結持分変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類  | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|--------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 発行済株式数 |               |              |              |              |
| 普通株式   | 107,429,400株  | —            | —            | 107,429,400株 |
| 合計     | 107,429,400株  | —            | —            | 107,429,400株 |
| 自己株式   |               |              |              |              |
| 普通株式   | 13,961,961株   | 10,961,288株  | —            | 24,923,249株  |
| 合計     | 13,961,961株   | 10,961,288株  | —            | 24,923,249株  |

(2) 配当に関する事項

該当事項はありません。

(3) 当連結会計年度末における新株予約権に関する事項

当社が発行している新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）  
の目的となる株式の数

普通株式 1,989,500株

## 7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

現金及び預金は、外貨建て預金を保有しているために為替の変動リスクに晒されています。営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクにつきましては、適切な与信管理を実施することにより当該リスクの低減を図っています。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末（2024年12月31日）における金融商品の帳簿価額と公正価値は、以下のとおりです。なお、帳簿価額と公正価値が極めて近似している金融商品については、次表には含めておりません。

(単位：千円)

|          | 帳簿価格    | 公正価値    | 差額     |
|----------|---------|---------|--------|
| その他の金融資産 | 214,999 | 208,955 | △6,044 |

(注) 金融商品の公正価値の算定方法

その他の金融資産

その他の金融資産のうち敷金及び保証金については、敷金及び保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値はリース期間にわたる将来キャッシュ・フローを国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて算定しています。公正価値で測定する金融資産のうち、非上場株式の公正価値については、合理的な方法により算定しています。

(3) 金融商品の公正価値の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

公正価値で測定される金融商品について、測定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じた公正価値測定額を、レベル1からレベル3まで分類しています。

レベル1：活発な市場における同一の資産又は負債の市場価格

レベル2：レベル1以外の、観察可能な価格を直接又は間接的に使用して算出された公正価値

レベル3：観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

公正価値のヒエラルキーのレベル間の振替は、各四半期の期首時点での発生したものとして認識しています。

(単位：千円)

|                           | レベル1 | レベル2 | レベル3   | 合計     |
|---------------------------|------|------|--------|--------|
| 資産：                       |      |      |        |        |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | —    | —    | 11,366 | 11,366 |
| 合計                        | —    | —    | 11,366 | 11,366 |

レベル3に分類された金融商品の変動は、以下のとおりです。

(単位：千円)

|          | 決算日時点での公正価値測定        |                           |
|----------|----------------------|---------------------------|
|          | 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産 | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |
| 期首残高     | —                    | 15,788                    |
| 利得及び損失合計 | —                    | △4,423                    |
| 損益       | —                    | —                         |
| その他の包括利益 | —                    | △4,423                    |
| 購入       | —                    | —                         |
| その他      | —                    | —                         |
| 期末残高     | —                    | 11,366                    |

レベル3に分類されている金融商品は、主に市場価格が入手できない非上場会社の発行する有価証券への投資により構成されています。公正価値を算定する際は、主にインプットを合理的に見積り、適切な評価方法を決定しています。

当該金融商品に係る公正価値の測定は四半期ごとにグループ会計方針に準拠して行われ、上位者に報告され、承認を受けています。

なお、レベル3に分類された金融商品について、観察可能でないインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に重要な公正価値の変動は見込まれていません。

---

## 8. 収益認識に関する注記

当社グループは、「毎日の料理を楽しみにする事業」の単一セグメントであり、レシピサービス会員売上が連結損益計算書の売上収益の大部分を占めています。

レシピサービス会員売上の売上収益は、有料会員から得られる毎月の利用料金であり、レシピの人気順検索機能等のサービス提供に応じて履行義務が充足されるため、当該期間で収益を認識しています。

なお、取引の対価は、売上認識時点から概ね3ヵ月以内に支払いを受けており、重大な金融要素は含んでおりません。

また、売上収益は全て顧客との契約から生じています。

## 9. 1株当たり情報に関する注記

|                     |         |
|---------------------|---------|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分 | 164円53銭 |
| (2) 基本的 1株当たり当期利益   | 15円58銭  |
| (3) 希薄化後 1株当たり当期利益  | —       |

## 10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

## 11. 企業結合等に関する注記

記載すべき重要な事項はありません。

# 計算書類

## 貸 借 対 照 表

(2024年12月31日現在)

(単位:千円)

| 資 産 の 部         |            | 負 債 の 部         |            |
|-----------------|------------|-----------------|------------|
| 流 動 資 産         | 8,210,116  | 流 動 負 債         | 584,233    |
| 現 金 及 び 預 金     | 6,967,595  | 買 掛 金           | 605        |
| 売 掛 金           | 948,696    | 未 払 費 用         | 22,590     |
| 前 渡 金           | 1,773      | 未 払 金           | 454,310    |
| 前 払 費 用         | 182,078    | 前 受 金           | 2,116      |
| そ の 他           | 110,085    | 預 金             | 29,107     |
| 貸 倒 引 当 金       | △111       | そ の 他           | 75,502     |
| 固 定 資 産         | 7,933,288  | 固 定 負 債         | 168,856    |
| 有 形 固 定 資 産     | 263,678    | 資 産 除 去 債 務     | 107,641    |
| 建 物             | 208,255    | 長 期 未 払 費 用     | 61,214     |
| 工具、器具及び備品       | 53,990     | 負 債 合 計         | 753,089    |
| そ の 他           | 1,432      | 純 資 産 の 部       |            |
| 無 形 固 定 資 産     | 68,013     | 株 主 資 本         | 15,345,948 |
| ソ フ ト ウ エ ア     | 520        | 資 本 金           | 50,000     |
| 商 標 権           | 43,971     | 資 本 剰 余 金       | 10,521,455 |
| 特 許 権           | 23,520     | 資 本 準 備 金       | 5,285,440  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産 | 7,601,596  | そ の 他 資 本 剰 余 金 | 5,236,015  |
| 投 資 有 価 証 券     | 11,365     | 利 益 剰 余 金       | 10,087,852 |
| 関 係 会 社 株 式     | 6,827,441  | そ の 他 利 益 剰 余 金 | 10,087,852 |
| 繰 延 税 金 資 産     | 516,009    | 繰 越 利 益 剰 余 金   | 10,087,852 |
| そ の 他           | 246,779    | 自 己 株 式         | △5,313,358 |
|                 |            | 新 株 予 約 権       | 44,366     |
|                 |            | 純 資 産 合 計       | 15,390,315 |
| 資 産 合 計         | 16,143,404 | 負 債 ・ 純 資 産 合 計 | 16,143,404 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 損 益 計 算 書

( 2024年1月1日から )  
( 2024年12月31日まで )

(単位:千円)

| 科 目                   |         | 金 額        |
|-----------------------|---------|------------|
| 売 上                   | 高       | 5,870,105  |
| 売 上                   | 原 価     | △48,498    |
| 売 上                   | 総 利 益   | 5,821,606  |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |         | △5,129,088 |
| 営 業 利 益               |         | 692,518    |
| 営 業 外 収 益             |         |            |
| 為 替 差 益               | 258,251 |            |
| 受 取 利 息               | 103,762 |            |
| そ の 他                 | 10,376  | 372,390    |
| 営 業 外 費 用             |         |            |
| 自 己 株 式 取 得 費 用       | △56,773 |            |
| そ の 他                 | △1,012  | △57,785    |
| 経 常 利 益               |         | 1,007,122  |
| 特 別 利 益               |         |            |
| 新 株 予 約 権 戻 入 益       | 9,420   |            |
| 固 定 資 産 売 却 益         | 7,012   | 16,432     |
| 特 別 損 失               |         |            |
| 減 損 失                 | △4,888  |            |
| 固 定 資 産 除 売 却 損       | △829    |            |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損     | △4,625  | △10,343    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |         | 1,013,212  |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 12,307  |            |
| 法 人 税 等 調 整 額         | 377,721 | 390,028    |
| 当 期 純 利 益             |         | 1,403,240  |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 株主資本等変動計算書

( 2024年1月1日から )  
( 2024年12月31日まで )

(単位:千円)

|                     | 株主資本       |           |           |            |            |            |
|---------------------|------------|-----------|-----------|------------|------------|------------|
|                     | 資本金        | 資本剰余金     |           |            | 利益剰余金      |            |
|                     |            | 資本準備金     | その他資本剰余金  | 資本剰余金合計    | その他利益剰余金   | 利益剰余金合計    |
| 2024年1月1日 残高        | 5,286,015  | 5,285,440 | —         | 5,285,440  | 8,684,611  | 8,684,611  |
| 当期変動額               |            |           |           |            |            |            |
| 当期純利益               | —          | —         | —         | —          | 1,403,240  | 1,403,240  |
| 自己株式の取得             | —          | —         | —         | —          | —          | —          |
| 資本金から資本剰余金への振替      | △5,236,015 | —         | 5,236,015 | 5,236,015  | —          | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —          | —         | —         | —          | —          | —          |
| 当期変動額合計             | △5,236,015 | —         | 5,236,015 | 5,236,015  | 1,403,240  | 1,403,240  |
| 2024年12月31日 残高      | 50,000     | 5,285,440 | 5,236,015 | 10,521,455 | 10,087,852 | 10,087,852 |

|                     | 株主資本       |            | 新株予約権   | 純資産合計      |
|---------------------|------------|------------|---------|------------|
|                     | 自己株式       | 株主資本合計     |         |            |
| 2024年1月1日 残高        | △3,313,350 | 15,942,716 | 58,458  | 16,001,174 |
| 当期変動額               |            |            |         |            |
| 当期純利益               | —          | 1,403,240  | —       | 1,403,240  |
| 自己株式の取得             | △2,000,007 | △2,000,007 | —       | △2,000,007 |
| 資本金から資本剰余金への振替      | —          | —          | —       | —          |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | —          | —          | △14,092 | △14,092    |
| 当期変動額合計             | △2,000,007 | △596,767   | △14,092 | △610,859   |
| 2024年12月31日 残高      | △5,313,358 | 15,345,948 | 44,366  | 15,390,315 |

(注) 記載金額は、千円未満を切捨てて表示しています。

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的の債券

償却原価法（利息法）を採用しています。

② 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しています。

③ その他有価証券

市場価格のない株式等以外

決算期末日の市場価格等に基づく時価法を採用しています。（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定しています。）

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法を採用しています。

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、一部の建物については定額法）を採用しています。なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物 3年－6年

工具、器具及び備品 3年－15年

また、2007年3月31日以前に取得した資産については、償却可能限度額まで償却が終了した翌年から5年間で均等償却する方法によっています。

定額法を採用しています。なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しています。

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法を採用しています。

#### (3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しています。

## 2. 会計上の見積りに関する注記

計算書類の作成において、経営者は、会計方針の適用並びに資産、負債、収益及び費用の金額に影響を及ぼす判断、見積り及び仮定の設定を行うことが義務付けられています。実際の業績は、これらの見積りとは異なる場合があります。

見積り及びその基礎となる仮定は継続して見直します。会計上の見積りの変更による影響は、その見積りを変更した事業年度及び影響を受ける将来の事業年度において認識されます。

翌事業年度において資産や負債の帳簿価額に重要な修正を加えることにつながるリスクがある項目は以下のとおりです。

### 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産（純額） 516,009千円

繰延税金負債と相殺前の金額は、541,739千円であります。

#### (2) 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社は、繰延税金資産の認識にあたり、将来減算一時差異又は繰越欠損金に関して将来課税所得に対して利用できる可能性を考慮しています。繰延税金資産の回収可能性の評価においては、予定される将来減算一時差異の解消、予測される将来課税所得を考慮しています。

当該仮定の変化により、翌事業年度における繰延税金資産や繰延税金負債の金額に重要な影響を及ぼす可能性があります。

## 3. 貸借対照表に関する注記

#### (1) 有形固定資産の減価償却累計額 225,874千円

※有形固定資産の減価償却累計額には減損損失累計額を含めています。

#### (2) 関係会社に対する金銭債権又は金銭債務

当該関係会社に対する金銭債権又は金銭債務の金額は、次のとおりです。

短期金銭債権 9,945千円

短期金銭債務 148,095千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高(支出)

186,407千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式

24,923,249株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金

2,790,661千円

売上手数料見積計上否認

19,810千円

地代家賃

25,440千円

未払賞与及び退職金

2,993千円

固定資産

776,516千円

関係会社株式

2,023,658千円

資産除去債務

32,234千円

その他

2,074千円

繰延税金資産小計

5,673,390千円

税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額

△2,621,553千円

将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額

△2,510,096千円

評価性引当額小計

△5,131,650千円

繰延税金資産合計

541,739千円

繰延税金負債

資産除去債務に対応する除去費用

△25,729千円

繰延税金負債合計

△25,729千円

繰延税金資産純額

516,009千円

---

7. 関連当事者との取引に関する注記

該当事項はありません。

8. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、連結注記表8. 収益認識に関する注記に同一の内容を記載しているため、注記を省略しています。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 185円99銭

(2) 1株当たり当期純利益金額 16円41銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 監査報告書

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

### 独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

ワックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あづさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 谷 哲 史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 高 由 貴  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ワックパッド株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書、連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、ワックパッド株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2025年2月13日

クックパッド株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅 谷 哲 史  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 小 高 由 貴  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、クックパッド株式会社の2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうかを結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・計算書類等に対する意見表明の基礎となる、計算書類等に含まれる構成単位の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、計算書類等の監査を計画し実施する。監査人は、構成単位の財務情報の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 監査委員会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査委員会は、2024年1月1日から2024年12月31日までの第28期事業年度における取締役及び執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口及びホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況について取締役及び執行役並びに使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、内部監査部門と連係の上、重要な会議に出席し、取締役及び執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、必要に応じて事業の報告を受け、その運営全般について調査しました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方針に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）につき検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役及び執行役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容並びに取締役及び執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人である有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年2月14日

クックパッド株式会社 監査委員会

監査委員長（社外取締役） 茂 田 井 純 一 ㊞

監査委員（社外取締役） Trang Diep Kieu Le ㊞

監査委員（社外取締役） 今 井 松 兼 ㊞

以 上

### ■ 当社 I R (投資家向け) 情報 ホームページのご案内 ■

決算短信、有価証券報告書及び各種リリースに加えて、『2024年12月期決算説明会』のプレゼンテーション動画や配布資料を掲載しています。  
ご参照いただけますと幸いです。

< I R (投資家向け) 情報 ホームページ>  
<https://info.cookpad.com/>

# 定時株主総会 会場ご案内図



**会場** 東京都渋谷区神南1-12-10  
シダックスカルチャービレッジ8F シダックスカルチャーホール

**交通** JR・地下鉄半蔵門線・銀座線  
「渋谷駅」ハチ公口下車徒歩約7分

**お願い** 会場には駐車場がございませんので、お車でのご来場は  
ご容赦賜りたくお願い申しあげます。

